

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）に係る指定管理者募集要項

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）（以下「東郷池南エリア」という。）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、令和6年4月1日から施設の管理等に関する業務を行う指定管理者を次のとおり募集する。

1 施設の概要

名 称	東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）
所 在 地	東伯郡湯梨浜町引地、長和田
設置目的	広域公園として、県民のレクリエーション活動の振興を図ることにより、県民の心身の健康増進を図ることを目的とする。
敷地面積	13.7ヘクタール
開 園	平成7年7月（引地地区）、平成15年4月（長和田地区）
主な施設内容	燕趙園（詳細は別表のとおり）、芝桜、芝生広場（ドクターヘリ離着陸場）、遊具 他（別添の平面図、「施設概要一覧」参照） ※県が都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の設置管理許可及び同法第6条の占用許可をしている部分を除く（別添「許可施設一覧」参照）。

【参考】

東郷湖羽合臨海公園は「東郷湖羽合臨海公園パークビジョン」（以下「パークビジョン」という。）を踏まえ、次の3つのエリアごとに管理運営を行うが、本募集は、東郷池南エリアに限るものである。

- ・東郷池北エリア：藤津地区、浅津地区及び南谷地区
- ・東郷池南エリア：引地地区及び長和田地区
- ・日本海エリア：はわい長瀬地区及び宇野地区

(別表)

名 称	燕 趙 園
所 在 地	東伯郡湯梨浜町引地565-1
設置目的	鳥取県中部地域の観光の拠点施設として、また鳥取県と中国河北省と友好のシンボルとして日中友好に資するとともに、鳥取県の中中部地域の観光振興を図ることを目的とする。
敷地面積	7.6ヘクタール
開 園	平成7年7月
主な施設内容	中国庭園燕趙園（集料館を含む）、金山嶺橋、ボタン園、芝生広場・多目的広場（ドクターヘリ離着陸場）、老龍頭（物販施設）、道の駅燕趙園（物販・飲食施設）、駐車場 他（別添の平面図、「施設概要一覧」参照） ※県が都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条の設置管理許可及び同法第6条の占用許可をしている部分を除く（別添「許可施設一覧」参照）。

2 指定管理者が行う業務

(1) 業務の内容

指定管理者は、次に掲げる業務（以下「管理業務」という。）を行うこと。

ア 東郷池南エリアの施設設備の維持管理に関する業務

鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例第31号。以下「都市公園条例」という。）に基づく、施設設備の維持管理に関する業務（施設設備の清掃、保安警備、保守管理及び修繕等）

イ 東郷池南エリアの利用許可、行為許可、占用許可、利用料金の徴収等に関する業務

都市公園条例に基づく施設等の利用の許可、行為の許可、都市公園法に基づく占用の許可の一部、適正な管理に必要な利用者への措置命令、施設からの退去命令、利用料金の徴収及び利用料金の減免に関する業務

ウ 集客促進に関する業務

燕趙園を活かしたイベントの実施・誘致や東郷池の眺望等を活かした景勝スポットづくりなど集客促進に関する業務

エ その他東郷池南エリアの管理運営に必要な業務

利用者の受付及び案内、利用者へのサービス、飲食物及び観光物産品の提供（自動販売機による物品の販売を含む）並びに周辺観光施設等の情報提供に関する業務

(2) 管理の基準（業務運営の基本的事項）

指定管理者は、次の基本方針及び基本的事項に基づき、東郷池南エリアの適切な管理運営を行うこと。

ア 基本方針

(ア) 公の施設であることを念頭において、公平な利用を確保しながら管理運営を行うこととし、正当な理由なくして特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。

(イ) 利用者が安全かつ快適に東郷池南エリアを利用できるよう、また各施設の機能が最大限に発揮されるように適正な維持管理を行うとともに、魅力的な施設運営に努めつつも、効率的運営による経費節減に努めること。

(ウ) 燕趙園は、中国河北省友好提携5周年を記念して建設されたものであること及び県中部の観光拠点の一つであることから、観光振興を図るため周辺地域・施設と連携して交流人口の拡大を図るとともに、中国との友好・文化交流に資する事業の実施に努めること。

(エ) パークビジョンを踏まえ、東郷池南エリアの特色である芝桜など豊かな花々、東郷池の眺望を活かした散策と憩いのエリアとしての魅力向上に努めること。

(オ) アダプトプログラム制度の導入など、多様な主体が公園管理に参画できる仕組みを構築し、公園に親しみ愛着を深めてもらい、公園利用の活性化に繋げること。

(カ) 来園者・利用者のニーズをきちんと把握し、管理運営に反映させ、来園者・利用者の満足度を高め、公園の活性化及び利用の促進に努めること。

(キ) 県、周辺自治体、関係団体及び周辺施設等と密接に連携を図りながら、パークビジョンを踏まえて管理運営を行うこと。

(ク) 法令等の遵守

a 都市公園法（昭和31年法律第79号、同法施行令（昭和31年政令第290号）、同法施行規則（昭和31年建設省令第30号）

b 都市公園条例、鳥取県都市公園規則（昭和54年鳥取県規則第60号）

c 地方自治法（昭和22年法律第67号）、同法施行令（昭和22年政令第16号）

d 鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年鳥取県条例第67号。以下「指定手続条例」という。）

e 労働基準法（昭和22年法律第49号）

f 電気事業法（昭和39年法律第170号）

g 消防法（昭和23年法律第186号）

h 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第119号）、鳥取県個人情報保護条例（平成11年鳥取県条例第3号）、同条例施行規則（平成11年鳥取県規則第63号）

i 鳥取県情報公開条例（平成12年鳥取県条例第2号）、同条例施行規則（平成12年鳥取県規則第8号）

j 鳥取県行政手続条例（平成6年鳥取県条例第34号）

k その他施設の維持管理及び運営で関係のある法令

イ 基本的事項

(ア) 都市公園条例上の有料公園施設の設定

東郷池南エリアの有料公園施設は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。なお、有料公園施設は（イ）に掲げる現行の有料公園施設を標準に設定すること。

(イ) 有料公園施設の利用時間及び休園

a 有料公園施設の利用時間及び休園日は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。ただし、知事から指示があった場合には、指定管理者は、利用時間及び休園日を臨時に変更することができる。この場合において、利用時間には、その日の始業及び終業の作業に要する時間は含まないものであること。

b 有料公園施設以外の施設は、原則として常時開放とすること。なお、適正な施設管理のためやむを得ず一部の施設の利用時間等を制限する場合は、あらかじめ県に報告すること。

【現行の有料公園施設の利用時間・休園日及び利用料金】

有料公園施設	休園日	区 分		料 金	
中国庭園燕趙園 (午前9時～午後5時)	12月～3月 (第4火曜日) 4日/年 (ただし、祝日の場合には、翌日とする。)	個人	大人	500円	
			小中学生	200円	
		団体	大人	(10人以上)	450円
				(20人以上)	400円
			小中学生	(10人以上)	180円
				(20人以上)	160円
学校行事	高校生	200円			
	小中学生	80円			

(ウ) 中国庭園燕趙園の入園料無料化の試行実施について

指定管理期間中に、以下の目的のため、燕趙園の入園料無料化の実証実験を「鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）管理業務仕様書」の添付資料「燕趙園入園料無料化等実証実験業務仕様書」により実施すること。

【燕趙園の入園料無料化実証実験の目的】

- a 入園料を無料化することによる入園者数の変化を検証する。
- b aに伴う園内売店や道の駅での消費拡大への効果を検証する。
- c aに合わせて、集客力の向上を図るイベントの開催、催事にあわせた飲食提供・物販等の誘致による収益への影響を検証する。

(エ) 有料公園施設の利用の許可・取消し

【利用の許可】

都市公園条例第8条第3項の規定に基づき、次のいずれかに該当する場合を除き、利用の許可を行うこと。なお、管理上必要があると認めるときは、利用の許可に条件を付すること。

- a 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- b 有料公園施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- c 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- d aからcまでに掲げる場合のほか、有料公園施設の利用に支障があるものとして、規則で定める場合に該当するとき。

なお、指定管理者は、cに該当する利用でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

【利用許可の取消し】

都市公園条例第11条の規定に基づき、利用の許可を受けた者が次のいずれかに該当すると認められるときには、利用許可を取り消すことができること。

- a 都市公園条例若しくは都市公園条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- b (キ)のa又はbの命令に従わないとき。
- c 利用許可の条件に違反したとき。
- d 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- e aからdまでに掲げる場合のほか、東郷池南エリアの利用に支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(オ) 公園施設における行為許可・取消し等

【行為の許可】

都市公園条例第7条第1項各号に掲げる次の行為の許可を行うこと。また、許可にあたっては、県が別途作成するマニュアルに沿って行うこと。（行為の許可は、令和5年度末までは県が行っているが、都市公園条例の改正により、令和6年4月以降は、指定管理者が行うこととする。令和5年度末までに県が行った行為許可のうち、許可期間の終期が令和6年4月以降のものは、指定管理者が許可したものとみなす。）

- a 物品の販売その他の営業を行うこと。
- b 物品を頒布すること。
- c 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。
- d 集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

なお、次のいずれかに該当する場合は、許可をしないことができる。また、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

- e 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- f 都市公園を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- g 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

【行為許可の取消し等】

都市公園条例第17条第1項の規定に基づき、行為の許可を受けた者が次のいずれかに該当すると認められるときには、行為許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができること。

- a 都市公園条例若しくは都市公園条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
- b 行為許可の条件に違反したとき。
- c 詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。
- d (キ)のa又はbの命令に従わないとき。

また、都市公園条例第17条第2項の規定に基づき、行為の許可を受けた者が次のいずれかに該当すると認められるときには、上記と同様に、行為許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができること。

- e 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
- f 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき。
- g e及びfに掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

(カ) 公園施設における占用許可・取消し等

都市公園法第6条第1項の規定に基づき、指定管理者以外の者が東郷池南エリアの設置目的の範囲内で行う都市公園法第7条第1項第6号に規定する定型的な仮設工作物の設置に対して占用の許可を行うこと。

なお、許可にあたっては、県が別途作成するマニュアルに沿って行うこと。(当該占用許可は、現在、県が行っているが、令和6年4月以降は、指定管理者が行うこととする。令和5年度中に県が行った許可のうち、許可期間の終期が令和6年4月以降のものは、指定管理者が許可したものとみなす。)

また、占用許可は、都市公園の占用が公衆のその利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものに限る。

(キ) 措置命令等

都市公園条例第10条第1項から第3項までの規定に基づき、次に掲げる措置命令等を行うことができること。

- a 東郷池南エリアの適正な管理を図るため必要があると認めるときは、東郷池南エリアを利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。
- b 都市公園条例の規定に違反し、又はその恐れのある者に対しては、東郷池南エリアへの入園を拒み、又は退去を命ずることができる。
- c 都市公園法に規定する知事の許可を受けて東郷池南エリアを利用する者がaの命令に従わないときは、知事に当該許可の取消しその他の処分を求めることができる。

(ク) 利用料金

有料公園施設等の利用に係る利用料金は、別添の料金表の料金を標準として、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て決定すること。

この場合において、知事が承認する利用料金の額は、原則として、募集時に提出された事業計画書のとおりとし、指定期間中に利用料金をこれより高く設定することは認めない。ただし、新たなサービスの付加や料金区分の新設、法令の改正、物価高騰への対応等により、利用料金を設定又は改定する場合は、この限りでない。

(ケ) 利用料金の減免等

指定管理者は、利用料金を減免する場合には、その旨規定した減免に関する基準を作成し、あらかじめ知事の承認を得ること。この場合において、別添の都市公園減免事項に掲げるものについては必ず減免するものとし、その減免率は、現行の減免率を標準とすること。

(コ) 燕趙園友の会に関する事

現在、「燕趙園友の会」は、年間2,500円、小中学生1,000円の会費を納入することにより、会員となることができる。特典として会員に対しては、入会日からの1年間、入園料の免除等を行っている。

次期指定管理期間開始以降の制度の継続については、指定管理者の判断となるが、有効期限内は上記免除を継続すること。(別添「燕趙園友の会規約」を参照。)

また、指定管理開始年度前に入会し、有効期限が指定管理開始年度以降も継続する者の入会費については、現受託者より月割按分した額を収受できる。

(サ) 個人情報の保護

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条第2項2号において準用する同条第1項の規定及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮するとともに、東郷池南エリアの管理に関し知り得た情報を漏らし、又は管理以外の目的に使用してはならないこと。

(シ) 情報の公開

指定管理者は、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号。以下「情報公開条例」という。)の規定を遵守し、東郷池南エリアの管理に関して保有する情報の公開に関する事務を適切に行うこと。

(ス) 許可等の手続

指定管理者が利用者に対して行う許可、その他の処分、県民からの依頼に対する対応等には、鳥取県行政手続条例(平成6年鳥取県条例第34号。以下「行政手続条例」という。)の規定が適用されるので、利用の許可等(申請に対する処分)を行うための審査基準及び監督処分等(不利益処分)を行うための処分基準並びに許可等を行うまでに通常要すべき標準的な期間(標準処理期間)を定める等、行政手続条例に則った手続を行うこと。

なお、行政手続条例に規定する行政指導については指定管理者に直接適用はないが、指定管理者は、規定の趣旨に則って適切に対応すること。

(3) 留意事項

ア 指定管理者が行う業務の詳細については、鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区及び長和田地区)管理業務仕様書(以下「仕様書」という。)によること。

イ 指定管理者が行う管理業務を一括して他の者に委託することはできないこと。ただし、県の承認を受けて、管理業務のうち清掃、警備等一部の業務を専門の事業者へ委託することができること。なお、委託しようとする場合にあっては、あらかじめ事業計画書に記載すること。

また、委託する場合には、指定管理者は、受託者の業務の実施日、実施場所、実施内容等東郷池南エリアの管理に必要な事項を把握し、必要に応じて適切な指示を行うこと。

ウ 県内需要の拡大、県内事業者の活用が求められる中、指定管理者は、鳥取県産業振興条例(平成23年鳥取県条例第68号)の趣旨を踏まえ、管理業務の実施に当たっては県内事業者への発注に努めること。なお、特に委託、工事請負については原則県内事業者へ発注しなければならないが、やむを得ず県外事業者へ発注する必要があるときは、あらかじめ県に協議すること。

また、発注先の事業者は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等(暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与え、又は経営幹部が暴力団員と密接な交際をするなどの事実がある法人等)でないこと。

なお、指定管理者は、発注先として選定しようとする業者が暴力団等でないことを確認するため、県に照会することができる。この場合、県は、該当の有無について、鳥取県警察本部に照会を行う。

エ 施設に係る県の許認可事務

県以外の者が、公園施設を設置又は管理する場合、又は工作物を設置等する場合(指定管理者が許可を行う都市公園法第7条第1項第6号に規定する「競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物」のうち、東郷池南エリアの設置目的の範囲内で設けられる仮設工

作物を設置する場合を除く。) 、公園施設の設置管理許可(都市公園法第5条)又は占用許可(同法第6条)が必要であり、これらの許可は引き続き県が行う。指定管理者は、これらの許可について問い合わせ等があった場合、県に引き継ぐこと。

なお、県が許可を行うに当たっては、指定管理者に事前に連絡し、必要な調整を行うこととする。

オ 指定管理者は公園の利用促進のため、県の承認を受けて、自ら利用料金以外の料金を徴収する事業(以下「自主事業」という。)を実施できること。なお、自主事業を実施しようとする場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。ただし、自主事業の内容が都市公園にふさわしくないもの又は公序良俗に反するものである場合は、承認しない。

なお、指定管理者が県の承認を受けて実施する自主事業については、都市公園条例に基づく県の許可は要しないが、適宜、都市公園法に基づく許可を必要とする。

カ 指定期間中に指定管理者から施設の改修を伴う提案があった場合においては、その提案の内容に応じ、県が施設の改修を行うことがあること。

キ 指定期間中、県において施設の一部を修繕し、又は改修する必要がある場合において、県は指定管理者と実施時期等の協議を行った上、実施できること。この場合において、指定管理者は県の修繕又は改修の実施に協力すること。

ク 指定管理者の職員及び業務の再委託を受けた者の職員が、やむを得ず通勤のために施設内駐車場等を使用する場合は、あらかじめ指定管理者が県から都市公園法第5条の設置管理許可を受け、都市公園条例に定める使用料を納入する必要があること。

ケ 指定管理者は、利用者の利便性や適切な施設運営に配慮しつつ、冷暖房、散水等において省エネルギーに努めるとともに、管理運営上使用する文具等についても、可能な限り再生原料を使用した製品を利用するなど、省資源に努めること。また、植栽の剪定木等は、チップ化するなど、再利用に努めること。

コ 指定管理者は、指定管理の施設、設備等に関する事故が発生したときは、具体的な被害の発生の有無に関わらず、以下のいずれかに該当する場合は、速やかに県への報告及び公表を行うこと。

(ア) 来場者及び従業員の身体、生命に被害を生じさせる可能性があるものである場合

(イ) 施設の運営・管理に大きな影響が生じる場合(主要施設を利用中止又は制限する場合など)

3 指定期間

指定管理者の指定期間は、令和6年4月1日から令和11年3月31日とする。ただし、16の(1)又は(2)により適正な施設管理の継続が困難と認めるときは、当該指定期間の途中においても指定を取り消すことがある。

4 指定管理料及び利用料金の取扱い等

(1) 指定管理料の支払

県は、東郷池南エリアの管理運営に必要な経費として指定管理料を支払う。

指定期間中の指定管理料の総額は、548,255,000円(うち消費税額及び地方消費税の額49,841,363円)を上限として、募集時に指定管理者から提出された事業計画書の金額を基に別途協定で定める額とする。各年度の支払額は、協定に定める指定期間中の総額を指定期間の年数で除して得た額を原則とする。法令改正により消費税率が変更になった場合には、原則として県は新たな税率で指定管理料を再算定し、指定管理料額を変更する。

なお、上記の指定管理料総額には施設の維持管理に係る燃料・光熱費は含まれない。令和6年度以降の燃料・光熱費は、今後の物価指数等を考慮して算定した指定管理料を毎年度追加で予算措置し、別枠の指定管理料として県が負担する。(平成30年募集時の予定価格6,393,514円に毎年度当初に設定した率を乗じて積算する予定。)また、指定管理料の支払は、原則四半期ごとに年間の支払計画に基づき行う。

(2) 利用料金の取扱い

東郷池南エリアの施設・設備の利用に係る料金収入、飲食施設等の利用に係る料金収入、自動販売機の設置等の利用者へのサービス提供に伴う収入その他の収入(以下「利用料金等」という。)は、指定管理者が自らの収入として収受する。

なお、協定に定める指定管理料の額及び利用料金等の額の総額が管理業務の実施に要する費用の額に達しない場合においても、県は、その差額を補てんしない。

5 県及び指定管理者の責任の分担

県及び指定管理者の責任は、原則として、次の表の左欄に掲げる項目の区分に応じ、それぞれ同表の責任欄に○印の付いた者が負うものとする。なお、その詳細は、県と指定管理者とが締結する協定で定める。

項 目		責 任	
		県	指定管理者
物価の変動	人件費等物価変動に伴う管理経費の増		○
	急激で著しくかつ通常予測不能な物価変動	協議事項	
金利の変動	金利の変動に伴う管理経費の増		○
	施設等の設置基準の変更に伴う施設等の新築又は改良	○	
関連法制度の改正	施設等の管理基準の変更に伴う管理経費の増	協議事項	
	上記以外のもの		○
	施設等の設置基準の変更に伴う施設等の新築又は改良	○	
不可抗力	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、落盤、火災、争乱、暴動その他県又は指定管理者のいずれの責任にも帰すことができない自然的又は人為的現象）に伴う施設等の損壊等により、管理業務が実施できないことによる利用料金収入の減	協議事項 (利用料金制度導入施設のみ)	
施設、設備及び備品 (以下「施設等」という。)の損傷	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	○	
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の利用者等 への損害賠償	施設等の設置上の明白なかしに係るもの	○	
	施設等の管理上の明白なかしに係るもの		○
	上記以外のもの	協議事項	
施設等の改良・修繕	施設等に係る修繕（発注1件当たり50万円未満のものに限る。）		○
	施設の構造及び設備の改良並びに施設等に係る修繕（発注1件当たり50万円以上のものに限る。）	○	
備品の購入	施設等の管理の観点から、県が指定管理者に貸与する備品の更新及び県が必要と認める備品 (ただし、指定管理料による購入を県が指示又は承認した備品の購入を除く。)	○	
	その他の備品		○
火災保険（建物）の加入		○	
管理業務に要する経費（上記のうち県の責任分担とされたものを除く。）の負担			○
包括的管理責任		○	

※ 「協議事項」については、事案の原因ごとに判断する。ただし、第1次責任は、指定管理者が有するものであること。

※ 修繕とは、施設等の劣化若しくは損傷に係る部分又は機器の性能若しくは機能を実用上支障のない状態まで回復させることをいう。また、「発注1件」とは、修繕の内容、要因、実施時期などを勘案し、同一業種の業者に発注するものをいう。

※ 備品とは、性質、形状を変えることなく、長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期間にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が10万円以上のものをいう。

6 応募資格等

(1) 応募資格

東郷池南エリアの指定管理者に応募することができる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。なお、ア、オからケまで及びシの要件については、応募後にこれを満たさなくなったときは、指定管理者に係る資格を失うものとする。

ア 鳥取県内に事務所を置き、又は置こうとしている法人等であること。

イ 12の(3)の面接審査の日の前日において、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、本県から一般競争入札の参加者資格を取り消されていない法人等であること。

- ウ 12の(3)の面接審査の日の前日において、本県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について、指名保留、指名停止その他の一定の期間を定めて指名の対象外とする措置を受けていない法人等であること。
- エ 募集の受付期間の最終日から起算して1年前の日までの間に、労働基準法(昭和22年法律第49号)、労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)その他の労働関係法令の規定に違反して公訴を提起され、送検され、又は命令その他の当該法令の規定に基づく行政処分(是正勧告等の行政指導を除く。)を受けた法人等でないこと。
- オ 会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた法人等又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた法人等でないこと。
- カ 法人等の役員に、破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁固以上の刑に処せられている者がいないこと。
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等(暴力団であることを知りながら、次の(ア)から(カ)までのいずれかの事実があるものをいう。)でないこと。
- (ア) 暴力団員を経営幹部とすること。
- (イ) 暴力団員を雇用すること。
- (ウ) 暴力団員を代理人は受託者等として使用すること。
- (エ) 暴力団員が経営幹部となっている個人又は法人に管理業務を委託すること。
- (オ) 暴力団員に対して金銭、物品その他財産上の利益を不当に与えること。
- (カ) 経営幹部が暴力団員と密接な交際をすること。
- ク 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納がないこと。
- ケ 鳥取県議会の議員、知事、副知事、教育長、指定管理者の候補者の選定の決定に関与する県の職員、地方自治法(昭和22年法律第67号。)第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員(監査委員を含む。)、これらの者の配偶者、子及び父母並びにこれらの者と生計を同じくしている者が、社長、副社長、代表取締役、専務取締役、常務取締役、理事長、副理事長、専務理事、常務理事その他これらに準ずる役員等に就任している法人等でないこと。
- コ 地方自治法第244条の2第11項の規定により本県から指定管理者の指定を取り消され、又は指定管理候補者の選定を辞退した法人等(以下「指定取消法人等」という。)にあっては、本件公募に応募した日において、当該取消し又は辞退の日から起算して3年を経過していること。
- サ 平成30年度募集時の鳥取県立東郷湖羽合臨海公園(引地地区に限る。)に係る指定取消法人等にあっては、本件公募に応募した日において、当該取消し又は辞退に係る公の施設の管理に関する条例に定める指定管理者の管理の期間の満了後2回の指定期間を経過していること。
- シ コ及びサの要件を満たさない指定取消法人等の代表者が役員等に就任していないこと。
- (2) 複数の法人等による応募
- 東郷池南エリアのサービスの向上又は管理業務の効率的実施を図る上で必要である場合には、複数の法人等(以下「グループ」という。)が共同して応募することができること。この場合、次の事項に留意すること。
- ア グループの名称を設定し、グループ内で代表となる法人等を定めること。この場合において、他の法人等は、当該グループの構成団体として扱うこと。なお、代表となる法人等又は構成団体の変更は、原則として認めない。
- イ グループの構成団体は、管理業務に関し、連帯して責任を負うこととし、管理業務に係る各団体の役割、経費の負担割合等を、別途協定で定めること。
- ウ 単独で応募した法人等は、グループ応募の構成団体となることはできないこと。
- エ 同時に複数のグループの構成団体になることはできないこと。
- オ グループの代表となる法人等及び構成団体のすべてが、(1)に掲げる要件のすべてを満たす法人等であること。
- カ 11の(3)の応募書類のエからサまでは、構成団体ごとに提出すること。

7 募集及び選定等の日程

指定管理者の募集は、次の日程により行う。ただし、面接審査以降の日程は予定であり、必要に応じて変更する場合がある。この場合において、応募した法人等には、その旨通知を行う。

- (1) 募集要項の配布 令和5年8月31日（木）から同年9月29日（金）まで
- (2) 質問事項の受付 令和5年8月31日（木）から同年10月5日（木）まで
- (3) 現地説明会 令和5年10月4日（水）
- (4) 役員名簿の事前提出 令和5年9月29日（金）
- (5) 募集の受付期間 令和5年8月31日（木）から同年10月16日（月）まで
- (6) 面接審査 令和5年10月下旬頃を予定
(時間、場所、実施方法等は、応募した法人等に別途通知する。)
- (7) 審査結果の通知 令和5年10月下旬から11月上旬
- (8) 指定管理者の指定 令和5年12月下旬（議会の議決を経て行う。)
- (9) 協定の締結 令和6年3月下旬までに行う

8 募集要項の配布

募集要項は、令和5年8月31日（木）から同年9月29日（金）までの間に、インターネットのまちづくり課ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/machizukuri/>) から入手すること。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付する。

- (1) 配布期間 令和5年8月31日（木）から同年9月29日（金）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 配布場所 鳥取県生活環境部くらしの安心局まちづくり課緑地公園担当
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220（県庁本庁舎7階）
電話0857-26-7981 ファクシミリ0857-26-8113
メールアドレス machizukuri@pref.tottori.lg.jp

9 質問事項の受付及び回答

募集要項の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

- (1) 受付期限 令和5年8月31日（木）から同年10月5日（木）まで
- (2) 受付方法 質問票（別紙様式）に記入の上、8の（2）の場所へファクシミリ又は電子メールにより提出すること。
- (3) 回答方法 質問者へ個別にファクシミリ又は電子メールで回答するとともに、まちづくり課ホームページに随時掲載する。

10 現地説明会の開催

- (1) 日 時 令和5年10月4日（水）午前10時から正午まで
- (2) 場 所 東伯郡湯梨浜町引地 中国庭園燕趙園
- (3) 申込方法 現地説明会への参加を希望する旨並びに法人等の名称、代表者名及び参加希望者（各法人等3名まで）を明記の上、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより、令和5年10月2日（月）午後5時15分までに、8の（2）の場所へ申し込むこと。
なお、申込期限までに申し込みがなかった場合は開催しない。

11 応募の手続

- (1) 応募書類の受付期間及び時間 令和5年8月31日（木）から同年10月16日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第78号）に規定する休日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで。
ただし、（3）クの書類については、1部を令和5年9月29日（金）の午後5時15分までに事前提

出を行うこと。（申請書提出の際にも再度提出を行うこと。）

(2) 応募書類の提出方法及び提出場所

ア 応募書類は、持参、郵送等（書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものをいう。以下同じ。）により提出すること。

なお、郵送等による提出は、令和5年10月16日（月）午後5時15分までに到着したものに限り受け付ける。

イ 応募書類は、8の（2）の場所に提出すること。

(3) 応募書類

次の書類を提出すること。この場合において、応募書類の作成及び提出に要する費用は、すべて申請を行う法人等者の負担とする。なお、各書類の詳細については、別紙提出書類一覧を参照すること。

ア 指定管理者指定申請書〔様式1〕

イ 東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）の管理業務に関する事業計画書〔様式2〕

ウ 東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）の管理業務に関する収支計画書〔様式3〕

エ 定款若しくは寄附行為及び法人登記事項証明書又はこれらに準ずる書類

オ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類

カ 申請の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類

キ 当該法人等の概要（東郷池南エリアの管理運営に配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類〔様式4〕

ク 当該法人等の役員名簿（氏名にふりがなが付され、住所・生年月日が記載されたもの）

ケ 都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類

コ 上記提出書類のうち該当のないものについての申立書〔様式5〕

サ 指定申請に係る宣誓書〔様式6〕

シ グループ協定書の写し（グループで応募する場合のみ）

(4) 応募書類の提出部数

正本1部及び副本6部（副本は、複写可とする。）

(5) 応募に当たっての留意事項

ア 法人等が提出する事業計画書等の著作権は、提出した法人等に帰属すること。ただし、県は、必要な場合において事業計画書等の内容の全部又は一部を使用することができること。

イ 応募書類その他提出された書類は、返却しないこと。

ウ 応募のあった法人等の名称等は、公表すること。

エ 応募のあった法人等が6（1）キの暴力団又は暴力団若しくはその構成員の利益につながる活動を行う法人等でないことを確認するため、鳥取県警察本部に照会すること。

オ 応募書類その他の提出された書類及び審査結果は、議案を審査するために県議会に提出することがあること。

カ 応募書類その他の提出された書類や審査結果は、情報公開条例の規定に基づき開示することがあること。この場合において、個人情報又は法人等の正当な利益を害する情報は、非開示となるものであること。

キ 応募書類の提出期限後は、応募書類その他提出された書類の再提出又は差替えは、原則として認めないこと。

ク （3）の書類のほか、必要に応じ追加資料の提出を依頼する場合があること。

ケ 指定手続条例、都市公園条例、その他関係法令を承知の上で応募すること。

1.2 指定管理者の選定方法等

(1) 選定方法

学識経験者等の委員で構成する生活環境部指定管理候補者審査・指定管理施設運営評価委員会（以下「審査・運営評価委員会」という。）を設置し、選定基準に基づいて各委員が審査した評点の合計点により、

指定管理者の候補者（以下「指定管理候補者」という。）の選定を行う。

(2) 選定基準

指定管理候補者の選定は、次に掲げる選定基準に基づき行う。なお詳細な採点基準は別添「東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）審査表」のとおりとする。

	選 定 基 準	審 査 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	<ul style="list-style-type: none"> 管理の基本的な考え方の適合性 施設の設置目的の理解 指定管理者を希望する理由 管理運営の方針 	なし 必須 *平等な利用が確保できないと認められる場合は失格とする。
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 管理の基準 <ul style="list-style-type: none"> 有料公園施設、利用時間、休園日、利用料金等の設定内容 個人情報保護、情報公開への対応 施設設備の管理及び衛生管理の水準 <ul style="list-style-type: none"> 公園管理への多様な主体の参画を促進する取組 施設の有効活用、地区別の管理運営の方針 施設設備の維持管理業務の内容 外部委託の考え方や県内業者への発注方針 環境に配慮した施設運営の取組 など 東郷湖羽合臨海公園パークビジョンに沿った事業の内容 <ul style="list-style-type: none"> ウォーキングやサイクリング推進への取組 中国庭園や周辺広場を活用した観光振興 四季を通じた見所の創出 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 <ul style="list-style-type: none"> 目標とする入園者数 サービスの向上策、集客促進 利用者等の要望の把握と対応 事故及び事件の防止措置と緊急時の対応 <ul style="list-style-type: none"> 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止 緊急時の体制及び対応 	60点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	<ul style="list-style-type: none"> 収支計画及び見積内容の妥当性 県の指定管理料の多寡 燕趙園入園料無料化試行計画の妥当性 	18点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<ul style="list-style-type: none"> 法人等の財政基盤及び経営基盤 法人等の組織及び職員の配置等 <ul style="list-style-type: none"> 管理運営の組織及び職員の職種等 日常の職員配置 人材の育成の方針 現在の施設職員の継続雇用に関する方針 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 法人等の社会的責任の遂行状況 <ul style="list-style-type: none"> 障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定、ISO・TEASの認証、あいサポート企業に認定等 当該施設の管理運営状況の実績評価 	22点

(3) 面接審査等

指定管理候補者の選定に当たっては、応募資格等を審査した後、令和5年10月下旬に開催予定の審査・運営評価委員会において、11の(3)の書類により面接審査を行う。なお、面接審査の日時、場所、実施方法等は、応募書類を提出した法人等に別途通知する。

(4) 指定管理候補者の選定及び公表

(3)の面接審査の後、審査・運営評価委員会での審査結果を踏まえ、指定管理候補者を選定する。

その審査結果は、応募書類を提出した法人等に書面で通知するとともに、当該法人等の名称、点数等を指管理候補者に選定しようとする法人等の事業計画書と併せてホームページ等で公表する。

(5) 審査・運営評価委員会の審査結果に対する異議申出

ア 応募者若しくは指定管理候補者に選定しようとする法人等(以下「応募者等」という。)は、審査・運営評価委員会の審査結果に不服があるときは、審査結果の通知を受け取った日から起算して4日以内に、知事に異議を申し出ることができる。この場合において、当該4日間の計算は、その期間に日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日を含まない。

イ アによる申出(以下「異議申出」という。)は、次の事項を記載した書面により、8の(2)の場所に申し出ること。

(ア) 異議申出をする法人等の住所、名所及び代表者の氏名

(イ) 異議申出の趣旨及び理由

(ウ) 異議申出の年月日

ウ 知事は、異議申出に理由があると認めるときは、これを審査・運営評価委員会の審査に付し、指定管理候補者に選定しようとしていた法人等関係者から意見等を聴取した上で再審査を行い、審査結果を変更した場合は、その再審査結果を応募者に通知するとともに、ホームページ等で公表する。

なお、再審査結果に対する異議申出はできない。

(6) 選定対象の除外等

次のいずれかに該当する法人等は、指定管理候補者の選定の対象から除外する。

また、(4)で選定された指定管理候補者が、当該選定後に次のいずれかに該当することとなったときは、当該決定を取り消す。

ア 複数の事業計画書を提出したとき。

イ 審査・運営評価委員会の委員に個別に接触したとき。

ウ 応募書類等の内容に虚偽又は不正があったとき。

エ 応募書類等の受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。

オ 応募書類等の提出後に事業計画の内容を変更したとき。

カ その他不正な行為があったとき。

1.3 ネーミングライツ導入前後の対応

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課では県有施設の知名度向上や運営財源の確保等を目的として、施設の愛称を命名する権利(ネーミングライツ)を取得する法人を募集することとしており、東郷池南エリアにおいて新たなネーミングライツが導入されるときは以下の業務の実施に協力すること。

(1) 導入前

ア ネーミングライツに付随する権利(スポンサーメリット)の付与等に係る調整・協議。

(2) 導入後

ア 愛称及びロゴ等の定着、周知、普及。

イ 東郷池南エリアで開催される興行等において、当該興行等の主催者等から愛称及びロゴ等を不使用にしたいとの希望が示された場合の行財政改革推進課への報告。

ウ ネーミングライツを取得した法人により、施設内の標識、施設名表示等に愛称及びロゴ等が追加された場合、施設設備の維持管理に関する業務の実施にあわせた、東郷池南エリア内に設置されている愛称及びロゴ等が追加された標識、施設名表示等の点検の実施、補修等が必要な場合の行財政改革推進課への報告。

1.4 指定管理者の指定及び協定の締結

(1) 指定管理者の指定

指定管理者の指定は、12の(4)により選定した指定管理候補者を東郷池南エリアの指定管理者とすることが令和5年11月鳥取県議会において議決された後行う予定である。

(2) 協定の締結

ア 県及び(1)により指定を受けた指定管理者は、業務内容及び管理の基準に関する細目的事項等について協議の上、令和6年3月末までに協定を締結するものとする。

イ 協定の内容として予定する項目は、次のとおりである。

(ア) 指定管理者の責務

(イ) 業務範囲に関する事項

(ウ) 利用料金の取扱いに関する事項

(エ) 県が支払う指定管理料の額及び支払方法等に関する事項

(オ) 事業報告等に関する事項

(カ) 適正な施設管理の継続が困難になった場合の措置等に関する事項

(キ) 責任分担に関する事項

(ク) 個人情報の保護その他の管理上の留意事項

(ケ) その他

(3) 留意事項

ア (1)により指定管理者の指定を受けた者が正当な理由なく(2)の協定の締結に応じない場合は、指定管理者の指定の議決後においても、指定を取り消すことがある。

イ (1)により指定管理者の指定を受けた者が(2)の協定の締結までの間に次のいずれかの事項に該当することが判明した場合は、指定管理者の指定を取り消し、協定を締結しないことがある。

(ア) 資金事情の悪化等により、適正な施設管理を継続することが確実でないと認められるとき。

(イ) 著しく社会的信用を損なう行為をしたこと等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。

ウ (2)により締結した協定について、協定の締結後、管理業務に関し、事情が変更したとき又は特別な事情が生じたときは、県と(1)の指定を受けた指定管理者が協議の上、この協定を改定することができる。

エ 指定管理者は、指定期間の開始に先立ち、管理業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。なお、指定管理者が職員研修への協力を県に求めるときは、県は教育資材の貸し出し等可能な範囲で支援するものとする。また、申請書において、現在の指定管理者の雇用する施設職員の継続雇用に関する提案を行っている場合は、引き続き施設の管理運営に従事することを希望するものの雇用に努めなければならない。

オ 指定管理者は、公の施設の管理を行う者として求められる社会的責任の遂行について十分考慮し、障がい者雇用、高齢者雇用、障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達、男女共同参画の推進、環境への配慮、あいサポート運動、SDGsの推進等、県が推進している施策について積極的に取り組むよう努めなければならない。

1.5 実施状況の報告等

(1) 業務報告書

指定管理者は、次に掲げる事項を記載した月次の業務報告書を翌月の15日(3月分については、その翌月の30日)までに県に提出すること。

ア 利用者数

イ 利用料金収入及び減免の実績

ウ 施設等の維持管理の実施状況

エ 利用促進策の実施状況

オ 燕趙園入園料無料化等実証実験の報告書

カ 収支状況

キ 委託・工事請負発注の状況

- ク 会計事務に関する指定管理者自身による内部検査結果
- ケ 管理体制
- コ 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況

(2) 事業報告書

- ア 指定管理者は、指定手続条例第9条の規定による事業報告書を毎年度終了後30日以内に県に提出すること。
- イ アの事業報告書には、次に掲げる事項を記載すること。
 - (ア) 管理の業務の実施状況及び利用者の利用状況
 - (イ) 燕趙園入園料無料化等実証実験の報告書
 - (ウ) 利用に係る料金の収入の実績
 - (エ) 管理に係る経費の支出状況
 - (オ) 管理施設の職員に係る雇用条件及び労働状況
 - (カ) その他管理施設の管理実態を把握するために必要な事項

(3) 事業計画書

指定管理者は、毎年2月末までに当該年度の翌年度の事業計画書を県に提出し、その承認を受けること。

(4) 実施状況の確認

県は、必要があると認められるときは、指定管理者にあらかじめ通知した上で、施設の維持管理及び経理の状況に関し指定管理者に説明を求め、又は施設内において維持管理の状況を確認することがある。

(5) 実施状況の評価

- ア 県は、指定管理者による施設の管理状況について、毎年度、評価を行い、その結果を指定管理者に通知するとともに、ホームページで公開する。
- イ 県は、評価を行うに当たり、業務報告書及び事業報告書のほか、あらかじめ指定管理者から管理等に関する成果、改善点について報告を求める。
- ウ 県は、指定管理期間の中間年度までの実績をもとに、審査・運営評価委員会を開催して施設の管理運営状況について評価を行う。
 - なお、業務報告書や利用者の声による点検の過程や点検・評価シートの作成において管理状況等についての疑義を生じた場合など、必要があると認めるときは、随時、審査・運営評価委員会を開催し、委員からの意見聴取を行う。
- エ 県は、ウの評価の結果について、指定管理者が次期指定管理候補者に応募する場合は、選定時の審査項目として、審査に反映させる。

1.6 適正な維持管理の継続が困難になった場合における措置

- (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由により東郷池南エリアの管理が困難になった場合又はそのおそれが生じた場合には、県は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、指定管理者に対して管理の業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることがある。
 - この場合において、指定管理者が県の指定する期間内に改善することができなかった場合には、県は、同条第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- (2) 指定管理者の財務状況が著しく悪化し、東郷池南エリアの適正な管理の継続が困難と認められる場合には、県は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者の指定を取り消すことがある。
- (3) (1) 又は (2) により指定管理者の指定が取り消された場合において、県に損害が生じたときは、当該指定を取り消された指定管理者は、県に、当該損害を賠償しなければならない。
- (4) 不可抗力その他県及び指定管理者の責めに帰することができない事由により東郷池南エリアの適正な管理の継続が困難となった場合には、県及び指定管理者は、当該管理の継続の可否について協議するものとする。

1.7 災害時の施設使用

- (1) 次のいずれかに該当する場合には、指定管理者は、東郷池南エリアの使用について県の指示に従わなければならない。
 - ア 地震等の災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃

事態等」という。) 、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処とし、東郷池南エリアを閉園し、又は、住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。

イ 東郷池南エリアについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。

ウ 東郷池南エリアについて、湯梨浜町から、湯梨浜町地域防災計画に基づく住民の避難、救援又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申し出があったとき。

- (2) (1) の県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。
- (3) 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全確保のために東郷池南エリアを閉園する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉園すること。

18 添付資料

- (1) 施設の平面図（資料1）
- (2) 施設概要一覧（資料2）
- (3) 許可施設一覧（資料3）
- (4) 料金表（資料4）
- (5) 燕趙園友の会規約（資料5）
- (6) 都市公園減免事項（資料6）
- (7) 施設の入園者数実績及び減免の実績（資料7）
- (8) 年度別収支状況（資料8）
- (9) 現在の施設管理に関する従事者の状況（資料9）
- (10) 外部委託の実績（施設管理）（資料10）
- (11) 修繕の実績（資料11）
- (12) 鳥取県都市公園条例（資料12）
- (13) 火災保険対象施設一覧及び平面図（資料13）
- (14) 県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）管理業務仕様書（資料14）

19 その他

- (1) 必要に応じて、応募書類等の内容について、応募者から聴取調査を行う。この場合において、詳細は、応募した法人等に後日連絡する。
- (2) 都市公園条例及びパークビジョンに基づき、今後、東郷池南エリアの有する多様な機能を最大限発揮できるよう、公園管理への多様な主体の参画を推進するため、パークPFI（都市公園法第5条の2から第5条の9までの規定により飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する制度）の導入を検討していくこととしているが、指定期間中に導入することとなった場合に、指定管理料を減額する場合がある。なお、指定期間中の導入に当たっては、事前に、指定管理者に協議を行う。
- (3) 燕趙園の入園料無料化の実証実験結果を踏まえ、今後、燕趙園入園料無料化等の導入を検討していくこととしているが、指定期間中の導入に当たっては、事前に、指定管理者協議を行う。

[別紙]

提出書類一覧

書類名	説明
指定管理者指定申請書	○様式1によること。 ○グループによる申請の場合には、提携団体の欄にグループの構成員の所在地、団体の名称及び代表者氏名を記載すること。
東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）の管理業務に関する事業計画書	○様式2によること。
東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）の管理業務に関する収支計画書	○様式3によること。
定款若しくは寄附行為及び法人の登記事項証明書又はこれらに準ずる書類	○法人以外の団体にあつては、これらに準ずる書類
申請書の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る貸借対照表及び損益計算書その他当該法人等の財務の状況を明らかにすることができる書類	○前3事業年度の財務状況を明らかにできる書類。ただし、今年度に設立された法人等にあつては、その設立時における財務状況を明らかにできる書類（財産目録等）。
申請書の日の属する事業年度の前3事業年度における当該法人等に係る事業報告書その他当該法人等の業務の内容を明らかにすることができる書類	○前3事業年度の事業内容を明らかにできる書類。ただし、今年度に設立された法人等にあつては、今年度の事業内容を明らかにできる書類。
当該法人等の概要（施設の管理運営のために配置可能な人員等に関する記述を含む。）を記載した書類	○様式4によること。 ○組織及び運営に関する次の事項を記載した書類 本社及び事務所所在地、資本金、従業員数、経営理念・運営方針、沿革、組織図、業務内容並びに主たる事業の実績 ※既存資料で当該内容が記載されている場合は別紙として添付し、様式の記載に変えることができる。
当該法人等の役員名簿	○申請書とは異なる、別途定める提出期限（9月29日（金））までに1部提出すること。 申請書の提出した日現在で、役職名、氏名（ふりがなを付すこと。）、住所及び生年月日の記載のあるもの（提出日から申請書類の提出書類の提出期限までに変更があった場合は、速やかにその旨を連絡し、再度名簿を提出すること。） ○申請書を提出する際には、申請書一式に併せて再度提出をすること。
都道府県税、法人税並びに消費税及び地方消費税に未納（納付期限が到来していないものを除く。）がないことを証明する書類	○所在地の都道府県税事務所長及び税務署長が発行する納税証明書（ただし、令和5年6月1日以降に交付されたものに限る。）
上記提出書類のうち該当のないものについての申立書	○上記提出書類のうち、該当のないものがある場合のみ提出。様式5によること。
指定申請に係る宣誓書	○様式6によること。
グループ協定書の写し	○グループで応募する場合のみ提出。

○本施設を管理運営するために新たに法人等を設立する場合は、その法人等を申請者とする。この場合、その法人等の設立母体となる法人等の11の(3)のエからサまでの書類を提出するとともに、新たに設立する法人等が指定管理者の候補者に選定されたときは、当該法人等の法人登記事項証明書及び認証済み定款を速やかに提出すること。

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）指定管理者

募集要項 添付資料

- (1) 施設の平面図（資料1）
- (2) 施設概要一覧（資料2）
- (3) 許可施設一覧（資料3）
- (4) 料金表（資料4）
- (5) 燕趙園友の会規約（資料5）
- (6) 都市公園減免事項（資料6）
- (7) 施設の入園者数実績及び減免の実績（資料7）
- (8) 年度別収支状況（資料8）
- (9) 現在の施設管理に関する従事者の状況（資料9）
- (10) 外部委託の実績（施設管理）（資料10）
- (11) 修繕の実績（資料11）
- (12) 鳥取県都市公園条例（資料12）
- (13) 火災保険対象施設一覧及び平面図（資料13）
- (14) 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）管理業務仕様書（資料14）

施設の位置図

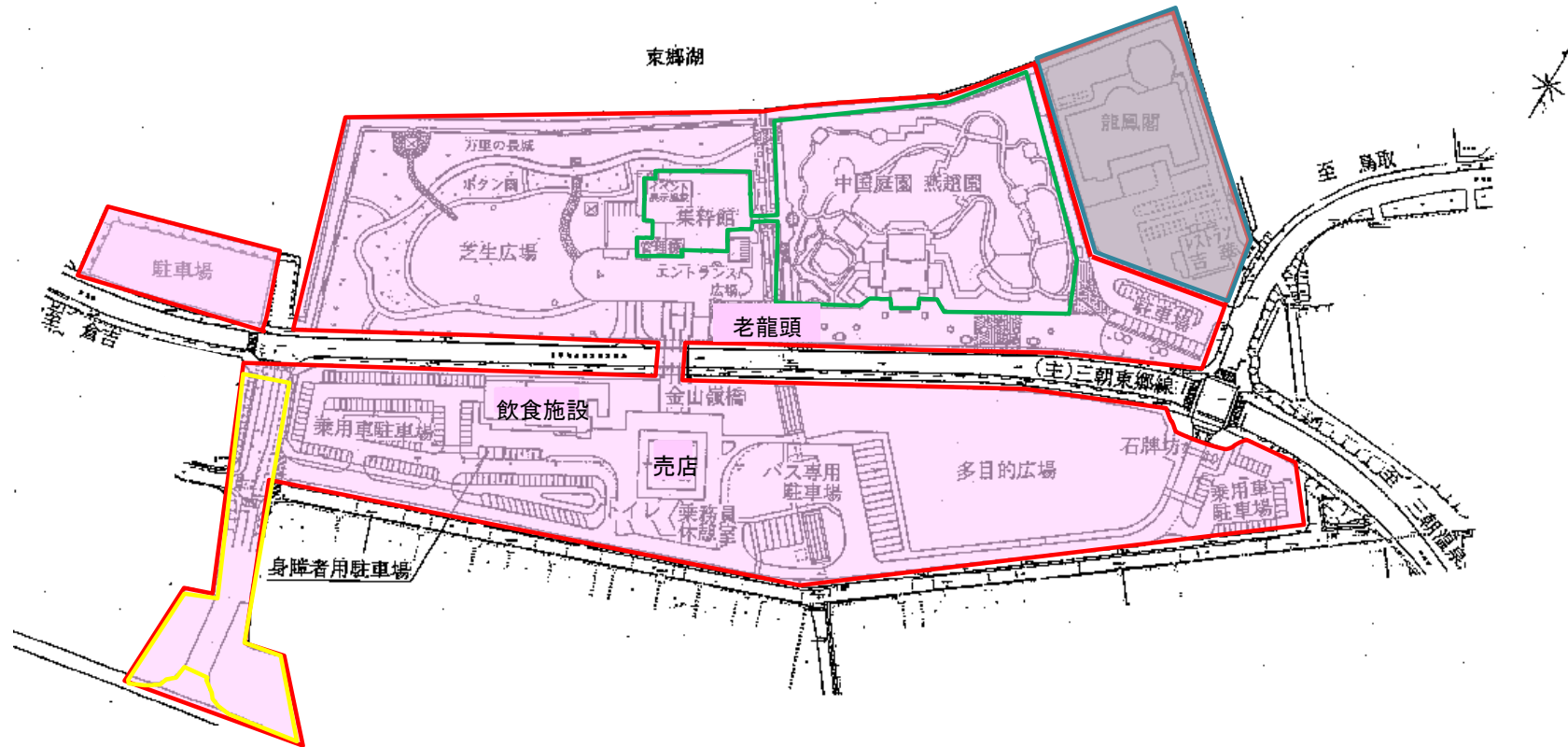
資料 1



とっとりWebマップより

東郷池南エリア

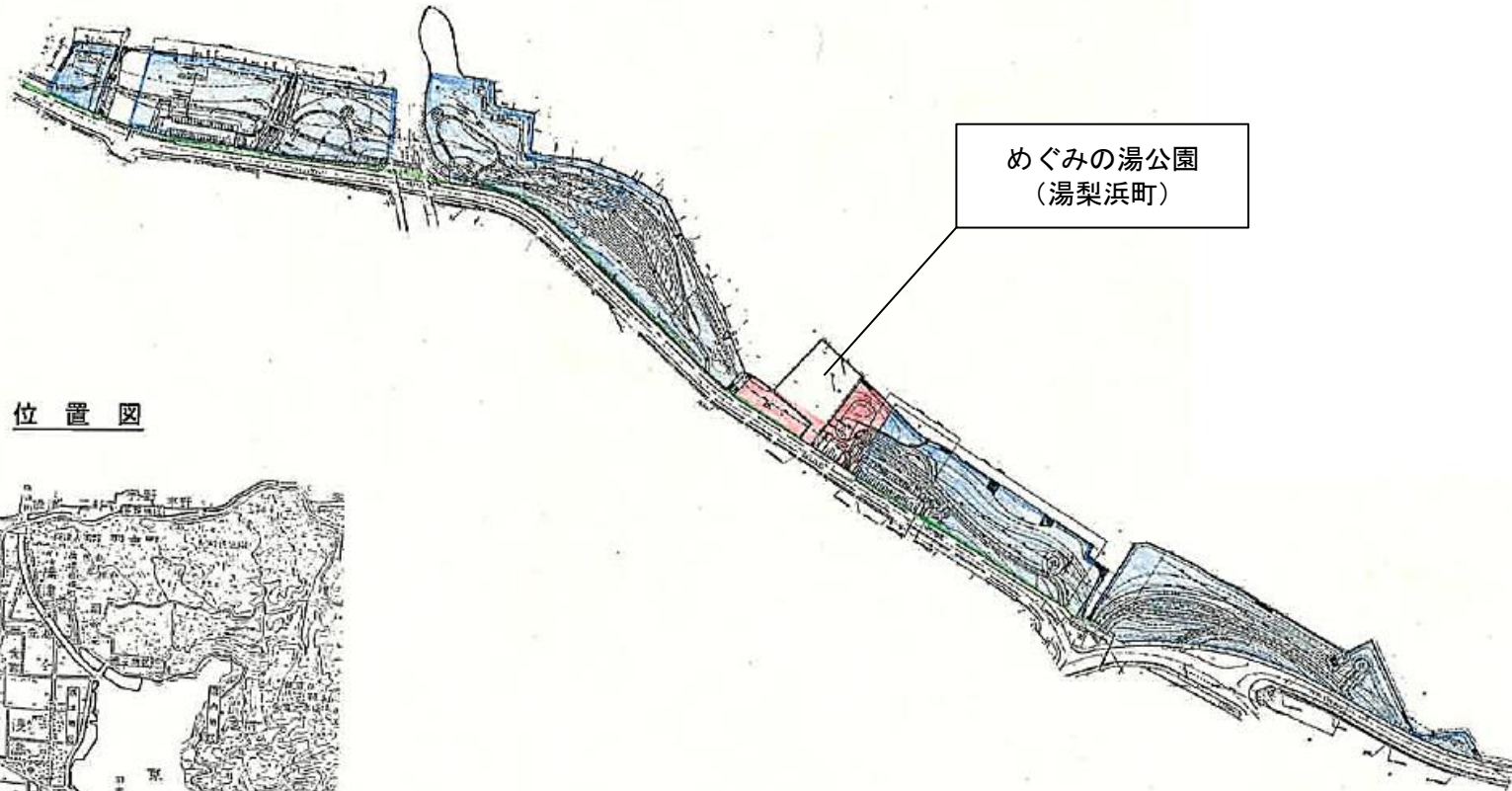
燕趙園 施設の平面図 (7.6ha)



- 指定管理の指定管理区域 ... で表示したエリア
- 指定管理の対象外のエリア ... (湯梨浜町等が使用)
 [は占有許可で湯梨浜町等に使用させている部分]
- 有料公園施設 ...
- 湯梨浜町との兼用工作物 ...



東郷湖羽合臨海公園

長和田地区 (6.1ha) (うち湯梨浜町公園 0.4ha 除く)



位置図



	H15.4.1	開設区域	5.7ha
	H16.9.21	開設区域	0.4ha

施設概要一覧

地区名	施設名	数量	備考	
引地地区 【中国庭園燕趙園】		137,000m ²		
		76,000m ²		
	中国庭園燕趙園	10,460m ²	建物13棟	
	燕趙園広場	4,530m ²		
	旧管理事務所 (「老龍頭」・倉庫・便所)	1棟		
	集粹館	590m ²	イベント展示施設、管理事務所、便所	
	集粹館中庭	950m ²	石張	
	ぼたん園	1,800m ²		
	竹林	462m ²		
	芝生広場	4,200m ²		
	東屋	2棟		
	燕趙園東側駐車場	1か所	26台収容 A=1,430 m ²	
	金山嶺橋	1橋		
	龍門(歓迎門)	1棟		
	渡り廊下	2棟		
	乗用車第1駐車場(※)	1か所	148台収容 A=3,850 m ²	
	乗用車第2駐車場	1か所	60台収容 A=2,630 m ²	
	乗用車第3駐車場	1か所	36台収容 A=1,100 m ²	
	バス駐車場(※)	1か所	27台収容 A=3,050 m ²	
	ゴミ置場	1棟		
	場内道路	570m		
	園路広場	3,990m ²	A=4,860 m ²	
	芝生広場	460m ²	金山嶺橋西	
	芝生広場	760m ²	金山嶺橋東	
	多目的広場	7,300m ²	うち芝生部分 A=4,000 m ²	
	植栽	2,650m ²		
	【飲食・物販施設】	飲食施設「豊味園」(※)	728m ²	
		売店(※)	472m ²	
		倉庫(※)	33m ²	
		ゴミ置場(※)	5m ²	
		トイレ・休憩所(※)	1棟	
		※「道の駅 燕趙園」として登録している施設。		
	長和田地区		61,000m ²	
駐車場(西)		1か所	38台 A=940m ²	
駐車場(東)		1か所	47台 A=1,010m ²	
便所・休憩所棟		1棟		
芝生広場		21,000m ²		
クローバー広場		18,000m ²		
シエルター		3基		

許可施設一覧

資料 3

(1) 都市公園法第5条の許可施設(設置許可)

許可の内容	所在地	使用者	面積等	使用許可(最新)	使用満了日
文化財説明板設置	湯梨浜町長和田	湯梨浜町	1.08㎡	令和5年4月1日	令和15年3月31日
めぐみのゆ公園	湯梨浜町長和田	湯梨浜町	2.096㎡	令和4年4月1日	令和14年3月31日
彫像(天女モニュメント)	湯梨浜町長和田	湯梨浜町	7.54㎡	令和3年4月1日	令和8年3月31日
「龍鳳閣」及び案内看板、レストラン及び駐車場の設置	湯梨浜町引地560-7ほか	湯梨浜町	5.217㎡	令和4年4月1日	令和14年3月31日

(2) 都市公園法第5条の許可施設(管理許可)

許可の内容	所在地	使用者	面積等	使用許可(最新)	使用満了日
駐車場	湯梨浜町引地	中国庭園燕趙園	175.00㎡ (14区画)	平成31年4月1日	令和6年3月31日
駐車場	湯梨浜町引地	(財)ゆりはま温泉公社	62.5㎡ (5区画)	令和2年4月1日	令和7年3月31日

(3) 都市公園法第6条の許可施設(占用許可)

許可の内容	所在地	使用者	面積等	使用許可(最新)	使用満了日
文化財説明板	引地地区	湯梨浜町	表示看板 1箇所	平成31年4月1日	令和6年3月31日
ウォーキング看板設置	引地地区、藤津地区、南谷地区、浅津地区、長和田地区	湯梨浜町	表示看板 5箇所	令和4年3月17日	令和13年3月31日
電力供給配電線支持物設置	引地地区	中国電力	電柱1本、支線1条	平成26年10月9日	令和6年3月31日
東郷湖周観光案内板設置	引地地区	湯梨浜町	表示看板232.5cm×260cm 1箇所	平成27年2月19日	令和6年3月31日
電力供給配電線支持物設置	引地地区	中国電力ネットワークセンター・榑倉吉ネットワークセンター	高圧線・引込線による上空占用 419.8m	令和3年1月29日	令和6年3月31日
アダプトプログラム周知看板	長和田・藤津・浅津地区	東郷池の水質浄化を進める会	表示看板75cm×34cm 3箇所	平成26年4月1日	令和6年3月31日
東郷湖周観光案内板設置	南谷地区、長和田地区	湯梨浜町	表示看板232.5cm×260cm、表示看板192cm×182cm 2箇所	平成26年12月17日	令和6年3月31日
看板設置	長和田地区	湯梨浜町	表示看板 1箇所	平成22年1月20日	令和7年3月31日
電力供給配電線支持物設置	長和田地区	中国電力	電柱1本、支線1条	平成27年12月22日	令和7年3月31日
電力供給配電線支持物設置	長和田地区	中国電力ネットワークセンター・榑倉吉ネットワークセンター	本柱3本、支柱2本、高圧線による上空占用 478m	令和3年5月24日	令和12年3月31日
ウォーキング看板設置	引地地区、藤津地区、南谷地区、浅津地区、長和田地区	湯梨浜町	表示看板 5箇所	令和4年3月17日	令和13年3月31日
鳥取県防災情報システム松崎水位観測局水位ケーブル敷設のため	長和田地区	鳥取県中部総合事務所	水位計ケーブル:9.6φ、保護管φ28、鋼管柱1本	平成24年2月29日	令和13年3月31日

料金表

1 有料公園施設の利用料金（標準）

「鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）に係る指定管理者募集要項」2（2）イ（イ）bのとおりとする。

2 行為許可・占用許可に係る利用料

区分		単位	使用料	
			金額	
			非課税とされる公園施設の設置等	非課税とされる公園施設の設置等以外の設置等
都市公園法第6条第1項又は第3項の許可	集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1平方メートルにつき1日	3円	4円
都市公園条例第7条第1項又は第2項の許可	物品の販売その他の営業	1人につき1日	410円	
	集会、展示会その他これらに類する催し	1平方メートルにつき1日	4円	

備考

- 「非課税とされる公園施設の設置等」とは、法第5条第1項の許可に係る公園施設の設置及び法第6条第1項又は第3項の許可に係る都市公園の占用のうち消費税法（昭和63年法律第108号）第6条第1項の規定により非課税とされるものをいう。
- 公園施設の設置若しくは管理の面積若しくは占用面積若しくは占用物件の長さが1平方メートル未満若しくは1メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル未満若しくは1メートル未満の端数があるときは、それぞれ1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。
- 一件の使用料の額が100円未満である場合における当該使用料の額は、100円とするものとする。

(名称及び事務局)

第1条 この会は、「中国とのふれあい燕趙園友の会」(以下友の会)と称し、事務局を中国庭園 燕趙園(鳥取県東伯郡湯梨浜町引地565の1)に置く。

(目 的)

第2条 この友の会は、中国庭園 燕趙園を通して中国の芸術・文化に触れ親しみ、交流の輪を広げ、もって地域との連携を深めることを目的とする。

(事 業)

第3条 この友の会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 中国にまつわる文化サークル、教室等の開催
- (2) イベント等各種情報の提供
- (3) イベント等各種催事への参画
- (4) 燕趙園に関する意見並びに広報
- (5) その他、この友の会の目的を達成するために必要な事業

(会員及び会費等)

第4条 この友の会の会員は友の会の趣旨に賛同し、会費を添えて申込みのあった者とする。

- (1) 会費は年額2,500円(小中学生1,000円)とする。
- (2) 会員の期間は、会費を納入した日から翌年のその月末までとする。
- (3) 会費は前納として、既に納入した会費は返還しない。
- (4) 会費は原則として事務局に直接納入するものとする。
- (5) 会員には会員証を発行する。
- (6) 会員は会員証に記載している事項を守らなければならない。

(特 典)

第5条 会員は次の得点を得ることができる。

- (1) 会員証の提示による無料入園
- (2) 会員の同行者は、入園料を2割引とする。
- (3) イベント等各種情報の提供
- (4) 燕趙園が企画するイベント・教室等への優先参加
- (5) その他

附則 この規約は平成17年5月1日から施行する。

都市公園減免事項

第1 有料公園施設利用料の減免

有料公園施設の利用に係る料金の減免を行う事項は、次のとおりとする。

- 1 本県が主催、共催又は後援する観光客誘致のための事業の参加者が利用するとき。（現行の減免率 全額免除）
- 2 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者又は精神障害者手帳の交付を受けた者が利用するとき。（現行の減免率 全額免除）
- 3 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者が利用するとき。（現行の減免率 全額免除）
- 4 2又は3の者の介護を行う者が当該介護のために利用するとき。（現行の減免率 全額免除）
- 5 燕趙園友の会会員が利用するとき。
- 6 特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者が利用するとき。（現行の減免率 全額免除）

第2 行為許可・占用許可に係る利用料の減免

- 1 行為許可及び占用許可に係る利用料の減免を行う事項は、次のとおりとする。

(1) 県が都市公園の健全な利用の増進を目的として行う事業に協賛して行われるもののために利用するとき

(例) 都市公園緑化月間における写生、写真大会、マラソン大会等

(2) 都市公園の健全な利用の増進を目的とすると認められる集会その他の催しのために利用するとき

(例) 植樹祭、都市美化運動等に伴う催し等

(3) 小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が行う講習会等（入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。）のために利用するとき

(例) 講演会、講習会等

(4) 地方公共団体その他の公共団体又は公共的団体（公共的な目的を有する催しのために組織された委員会等の公共的な活動を行う団体を含む。）が、福祉、教育、スポーツ振興、文化振興、人権啓発、防災等の公共的な目的を有する集会その他の催しで、県民の福祉の向上に寄与すると認められるもの（当該団体の構成員の福利厚生のためのもの等主にその団体の構成員を対象とするもの、当該団体の広報活動として行われるもの等を除く。）を開催するために利用するとき。

- 2 第2の1に該当する場合の利用料金減免率は、10/10とする。

ただし、小学校体育連盟、中学校体育連盟又は高等学校体育連盟が講習会等を開催するために利用する場合は、それぞれ当該各号に定める減免率とする。

(1) 全県の児童又は生徒を対象とする場合 10/10

(2) 郡市単位以上の児童又は生徒を対象とする場合 1/2

施設の入園者数の実績及び減免の実績

令和4年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	R3年度	対前年	
中国庭園内	一般入園者	個人	大人	1,869	4,311	2,243	1,889	2,988	2,499	3,759	3,781	1,838	1,095	1,425	2,969	30,666	21,559	9,107
			小・中学生	193	406	193	111	326	135	329	158	154	124	71	286	2,486	1,952	534
		団体 (10名以上)	大人	58	145	148	43	33	37	80	259	106	50	87	88	1,134	770	364
			小・中学生	1	6	3	3	9	2	2	0	11	10	7	13	67	54	13
		団体 (20名以上)	大人	394	1,081	710	507	642	412	436	716	472	252	478	779	6,879	3,886	2,993
			小・中学生	52	85	106	23	51	41	148	53	63	60	53	108	843	270	573
	小計 ①			2,567	6,034	3,403	2,576	4,049	3,126	4,754	4,967	2,644	1,591	2,121	4,243	42,075	28,491	13,584
	学校行事(団体)		高校生	300	162	0	0	0	0	22	0	0	0	0	0	484	451	33
			小・中学生	33	79	223	0	0	330	0	0	0	0	0	0	665	625	40
	小計 ②			333	241	223	0	0	330	22	0	0	0	0	0	1,149	1,076	73
減免 ③			129	286	167	172	119	149	303	241	112	85	100	199	2,062	1,257	805	
外国人旅行者		大人	2	18	10	18	31	7	18	31	7	34	15	49	240	79	161	
		小・中学生	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	2	△ 1	
小計 ④			2	18	10	18	31	7	18	32	7	34	15	49	241	81	160	
友の会 ⑤			6	13	20	7	16	9	12	10	14	7	9	10	133	158	△ 25	
幼児 ⑥			144	273	142	59	87	132	378	219	153	125	138	313	2,163	1,678	485	
他減免 ⑦			62	71	166	3,641	6,459	177	382	180	16	16	120	263	11,553	13,325	△ 1,772	
共通券龍鳳閣販売分 ⑧			0	0	3	2	0	1	2	0	2	0	0	2	12	0	12	
園内入園者合計			3,243	6,936	4,134	6,475	10,761	3,931	5,871	5,649	2,948	1,858	2,503	5,079	59,388	46,066	13,322	
長和田地区			2,210	1,950	1,700	880	1,105	1,290	2,320	1,355	910	1,055	940	1,370	17,085	20,415	△ 3,330	
合計			5,453	8,886	5,834	7,355	11,866	5,221	8,191	7,004	3,858	2,913	3,443	6,449	76,473	66,481	9,992	

施設の入園者数の実績及び減免の実績

令和3年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	R2年度	対前年	
中国庭園内	一般入園者	個人	大人	1,459	2,705	1,488	1,404	1,339	1,884	2,547	2,866	1,613	1,078	790	2,386	21,559	15,247	6,312
			小・中学生	102	300	158	85	126	90	304	158	238	130	47	214	1,952	1,156	796
		団体 (10名以上)	大人	54	86	37	28	28	44	115	169	72	66	13	58	770	982	△ 212
			小・中学生	7	14	0	0	2	3	13	0	1	9	0	5	54	52	2
		団体 (20名以上)	大人	190	190	131	149	237	393	493	1,057	448	221	66	311	3,886	4,945	△ 1,059
			小・中学生	26	25	3	7	37	68	22	13	10	33	0	26	270	450	△ 180
	小計 ①			1,838	3,320	1,817	1,673	1,769	2,482	3,494	4,263	2,382	1,537	916	3,000	28,491	22,832	5,659
	学校行事(団体)		高校生	0	0	0	39	4	0	61	300	41	0	0	6	451	68	383
			小・中学生	42	19	0	207	0	30	150	124	53	0	0	0	625	554	71
	小計 ②			42	19	0	246	4	30	211	424	94	0	0	6	1,076	622	454
	減免 ③			113	143	73	49	55	75	245	227	127	55	23	72	1,257	1,151	106
	外国人旅行者		大人	0	1	15	15	14	5	2	17	3	1	0	6	79	57	22
		小・中学生	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	2	3	△ 1	
小計 ④			0	1	15	15	14	6	3	17	3	1	0	6	81	60	21	
友の会 ⑤			11	25	26	10	9	26	11	5	7	13	7	8	158	164	△ 6	
幼児 ⑥			93	262	113	42	38	163	267	243	164	114	69	110	1,678	1,740	△ 62	
他減免 ⑦			32	48	81	6,266	6,095	57	135	222	46	132	199	12	13,325	699	12,626	
園内入園者合計			2,129	3,818	2,125	8,301	7,984	2,839	4,366	5,401	2,823	1,852	1,214	3,214	46,066	27,268	18,798	
長和田地区			2,825	2,685	1,885	1,275	1,625	1,875	1,565	1,620	1,270	1,020	1,230	1,540	20,415	20,192	223	
合計			4,954	6,503	4,010	9,576	9,609	4,714	5,931	7,021	4,093	2,872	2,444	4,754	66,481	47,460	19,021	

施設の入園者数の実績及び減免の実績

令和2年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	R元年度	対前年	
中国庭園内	一般入園者	個人	大人	209	159	798	1,607	1,630	2,166	2,260	2,645	1,463	495	789	1,026	15,247	20,582	△ 5,335
			小・中学生	32	14	63	86	218	183	128	115	167	48	44	58	1,156	1,803	△ 647
		団体 (10名以上)	大人	2	9	18	108	110	140	182	207	94	3	54	55	982	3,453	△ 2,471
			小・中学生	2	5	2	3	17	5	2	7	3	0	3	3	52	321	△ 269
		団体 (20名以上)	大人	43	23	78	642	477	584	740	1,106	641	103	271	237	4,945	12,006	△ 7,061
			小・中学生	6	0	1	49	69	56	129	40	31	6	49	14	450	713	△ 263
	小計 ①			294	210	960	2,495	2,521	3,134	3,441	4,120	2,399	655	1,210	1,393	22,832	38,878	△ 16,046
	学校行事(団体)		高校生	0	0	0	0	0	0	68	0	0	0	0	0	68	26	42
			小・中学生	0	0	0	0	0	81	187	42	144	0	0	100	554	96	458
	小計 ②			0	0	0	0	0	81	255	42	144	0	0	100	622	122	500
減免 ③			27	22	59	150	120	128	218	154	76	27	59	111	1,151	2,788	△ 1,637	
外国人旅行者		大人	2	4	6	20	13	1	6	0	0	0	5	0	57	389	△ 332	
		小・中学生	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	3	6	△ 3	
小計 ④			2	4	6	20	15	1	6	0	0	0	6	0	60	395	△ 335	
友の会 ⑤			7	2	20	20	13	12	15	24	9	16	16	10	164	364	△ 200	
幼児 ⑥			12	12	140	99	169	197	223	185	198	105	99	301	1,740	3,677	△ 1,937	
他減免 ⑦			2	0	15	23	42	22	160	155	120	22	3	135	699	11,992	△ 11,293	
園内入園者合計			344	250	1,200	2,807	2,880	3,575	4,318	4,680	2,946	825	1,393	2,050	27,268	58,216	△ 30,948	
長和田地区			2,660	2,130	1,297	1,870	1,835	1,365	1,515	1,865	1,480	930	1,380	1,865	20,192	30,010	△ 9,818	
合計			3,004	2,380	2,497	4,677	4,715	4,940	5,833	6,545	4,426	1,755	2,773	3,915	47,460	88,226	△ 40,766	

施設の入園者数の実績及び減免の実績

令和元年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	30年度	対前年	
中国庭園内	一般入園者	個人	大人	1,945	3,289	1,305	1,273	2,442	1,646	1,620	2,135	1,200	1,296	984	1,447	20,582	17,261	3,321
			小・中学生	224	355	45	80	393	107	87	87	120	136	52	117	1,803	1,380	423
		団体 (10名以上)	大人	286	376	453	255	193	248	398	424	190	219	283	128	3,453	4,037	△ 584
			小・中学生	86	60	8	36	39	10	8	16	14	7	29	8	321	272	49
		団体 (20名以上)	大人	916	1,557	986	613	768	1,019	1,717	1,961	692	845	625	307	12,006	14,475	△ 2,469
			小・中学生	40	84	18	30	90	18	108	50	102	113	35	25	713	387	326
小計 ①			3,497	5,721	2,815	2,287	3,925	3,048	3,938	4,673	2,318	2,616	2,008	2,032	38,878	37,812	1,066	
中国庭園内	学校行事(団体)	高校生	0	0	0	0	0	0	26	0	0	0	0	0	26	34	△ 8	
		小・中学生	0	0	0	0	0	73	0	0	0	0	0	23	96	63	33	
小計 ②			0	0	0	0	0	73	26	0	0	0	0	23	122	97	25	
減免 ③			201	308	264	230	389	253	312	326	173	133	115	84	2,788	2,889	△ 101	
中国庭園内	外国人旅行者	大人	66	81	12	36	22	52	28	56	1	16	8	11	389	1,045	△ 656	
		小・中学生	0	3	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	6	33	△ 27	
小計 ④			66	84	12	37	22	53	29	56	1	16	8	11	395	1,078	△ 683	
友の会 ⑤			47	44	29	39	29	22	25	30	36	26	21	16	364	497	△ 133	
幼児 ⑥			189	241	191	527	1,365	76	246	135	216	259	124	108	3,677	4,797	△ 1,120	
他減免 ⑦			152	183	485	2,690	6,958	496	231	382	253	73	62	27	11,992	23,023	△ 11,031	
園内入園者合計			4,152	6,581	3,796	5,810	12,688	4,021	4,807	5,602	2,997	3,123	2,338	2,301	58,216	70,193	△ 11,977	
長和田地区			3,030	3,820	2,650	2,265	2,995	2,500	2,605	2,635	1,915	1,705	1,795	2,095	30,010	32,005	△ 1,995	
合計			7,182	10,401	6,446	8,075	15,683	6,521	7,412	8,237	4,912	4,828	4,133	4,396	88,226	102,198	△ 13,972	

施設の入園者数の実績及び減免の実績

平成30年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	29年度	対前年	
中国庭園内	一般入園者	個人	大人	1,697	2,320	1,256	1,005	1,894	1,305	1,852	1,646	1,002	1,025	816	1,443	17,261	16,039	1,222
			小・中学生	159	195	75	81	265	93	74	67	75	88	95	113	1,380	1,356	24
		団体 (10名以上)	大人	447	534	368	146	166	213	553	469	198	248	283	412	4,037	5,083	△ 1,046
			小・中学生	43	49	25	14	27	6	42	13	8	15	15	15	272	349	△ 77
		団体 (20名以上)	大人	1,580	975	1,345	586	647	1,046	1,821	2,172	980	930	934	1,459	14,475	12,680	1,795
			小・中学生	26	24	15	23	70	39	26	23	22	34	26	59	387	548	△ 161
	小計 ①			3,952	4,097	3,084	1,855	3,069	2,702	4,368	4,390	2,285	2,340	2,169	3,501	37,812	36,055	1,757
	学校行事(団体)		高校生	0	0	0	0	0	0	34	0	0	0	0	0	34	171	△ 137
			小・中学生	0	0	0	0	0	63	0	0	0	0	0	0	63	8	55
	小計 ②			0	0	0	0	0	63	34	0	0	0	0	0	97	179	△ 82
減免 ③			194	471	167	281	510	414	232	232	125	74	59	130	2,889	3,195	△ 306	
外国人旅行者		大人	178	132	42	16	66	192	120	98	18	49	38	96	1,045	1,881	△ 836	
		小・中学生	0	0	0	1	5	14	4	0	0	7	0	2	33	109	△ 76	
小計 ④			178	132	42	17	71	206	124	98	18	56	38	98	1,078	1,990	△ 912	
友の会 ⑤			53	50	43	56	43	33	38	45	38	41	31	26	497	491	6	
幼児 ⑥			286	371	166	435	2,609	134	145	96	150	121	113	171	4,797	4,485	312	
他減免 ⑦			486	251	822	2,484	16,638	114	785	703	172	45	260	263	23,023	21,769	1,254	
園内入園者合計			5,149	5,372	4,324	5,128	22,940	3,666	5,726	5,564	2,788	2,677	2,670	4,189	70,193	68,164	2,029	
長和田地区			3,520	2,285	3,410	3,460	3,570	2,435	2,390	3,030	2,435	1,765	1,785	1,920	32,005	31,140	865	
合計			8,669	7,657	7,734	8,588	26,510	6,101	8,116	8,594	5,223	4,442	4,455	6,109	102,198	99,304	2,894	

施設の入園者数の実績及び減免の実績

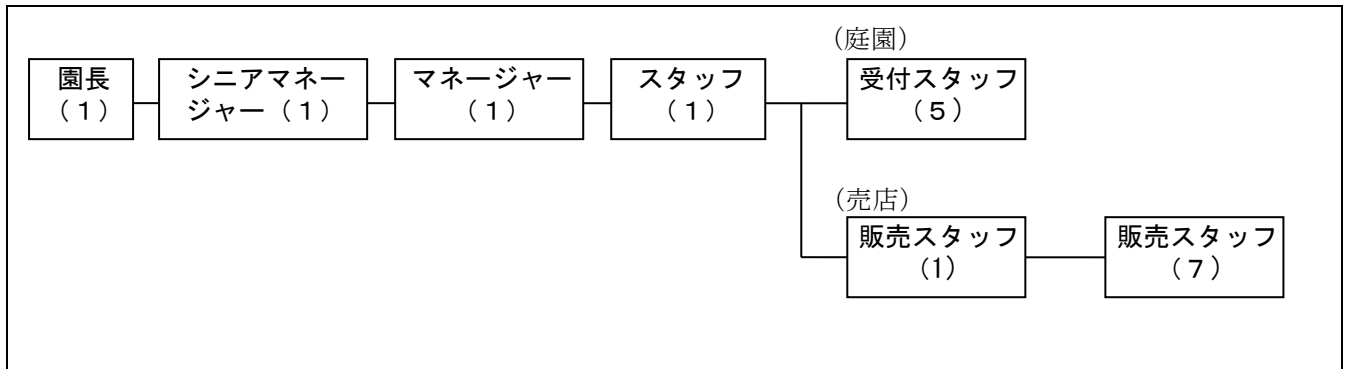
平成29年度			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	28年度	対前年		
中国庭園内	一般入園者	個人	大人	1,243	2,539	1,127	1,139	2,156	1,207	1,221	1,549	825	803	710	1,520	16,039	15,811	228	
			小・中学生	104	267	47	92	312	65	74	73	78	100	28	116	1,356	1,244	112	
		団体 (10名以上)	大人	414	506	432	293	428	258	492	655	370	287	397	397	551	5,083	4,593	490
			小・中学生	34	47	18	23	69	13	10	27	23	35	34	16	349	271	78	
		団体 (20名以上)	大人	574	954	1,263	701	359	1,133	1,853	1,920	1,175	555	867	1,326	12,680	15,356	△ 2,676	
			小・中学生	31	56	13	24	61	20	141	53	17	18	35	79	548	366	182	
	小計 ①			2,400	4,369	2,900	2,272	3,385	2,696	3,791	4,277	2,488	1,798	2,071	3,608	36,055	37,641	△ 1,586	
	学校行事(団体)		高校生	0	136	9	0	0	0	0	26	0	0	0	0	171	0	171	
			小・中学生	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	8	84	△ 76	
	小計 ②			0	136	9	0	0	0	0	26	0	0	0	8	179	84	95	
減免 ③			138	253	254	239	501	374	499	445	69	66	96	261	3,195	3,007	188		
外国人旅行者		大人	241	68	32	239	91	259	180	373	77	33	169	119	1,881	2,566	△ 685		
		小・中学生	15	1	1	8	7	29	10	8	8	0	20	2	109	172	△ 63		
小計 ④			256	69	33	247	98	288	190	381	85	33	189	121	1,990	2,738	△ 748		
友の会 ⑤			51	64	58	63	44	46	35	45	29	9	17	30	491	590	△ 99		
幼児 ⑥			140	329	87	287	2,170	90	250	93	98	99	106	736	4,485	4,361	124		
他減免 ⑦			322	518	372	1,946	16,035	166	925	763	200	169	142	211	21,769	25,284	△ 3,515		
園内入園者合計			3,307	5,738	3,713	5,054	22,233	3,660	5,690	6,030	2,969	2,174	2,621	4,975	68,164	73,705	△ 5,541		
長和田地区			2,885	3,160	2,880	2,370	2,330	2,015	3,640	2,810	1,940	1,555	2,310	3,245	31,140	25,395	5,745		
合計			6,192	8,898	6,593	7,424	24,563	5,675	9,330	8,840	4,909	3,729	4,931	8,220	99,304	73,705	25,599		

年度別収支状況

(単位:千円)

区分	番号	項目	H29年度実績	H30年度実績	R1年度実績	R2年度実績	R3年度実績	R4年度実績	委託料算定額	備考	
収入	1	指定管理料	73,647	73,647	96,500	97,400	97,400	100,495	109,651	県からの委託料収入 ※燃料、光熱費は別途予算措置	
	2	補助金収入	315	147	103	925	4,272	9,842	0	補助金収入	
	3	利用料収入	16,317	16,900	17,290	10,428	11,295	17,499	16,836	入園料収入	
	4	手数料収入	1,419	1,427	1,277	1,013	1,204	1,548	1,317	自販機収入(長和田含む)	
	5	使用料収入	763	997	1,047	267	895	1,574	0	チャイナドレスレンタル料等	
	6	参加料収入	2,427	3,218	2,416	354	296	4,274	0	友の会、イベント参加料等	
	7	売店営業収入	32,014	32,711	40,286	25,524	31,892	43,170	0	GW、夏季時屋台等	
	8	協賛金収入	155	85	100	0	180	350	0		
	9	雑収入	59	85	108	1,500	568	30	0	預金利息	
			収入計	127,116	129,217	159,127	137,411	148,002	178,782	127,804	
支出		職員人件費	44,245	42,943	44,391	45,124	45,358	49,948	40,044	施設管理に係る人件費	
		施設管理費	54,473	51,957	57,092	49,390	44,976	71,223	44,669		
	1	旅費交通費	12	20	24	6	5	0	0		
	2	交際費	4	0	0	0	0	0	0		
	3	消耗品費	1,283	989	1,530	2,036	2,368	2,136	1,462	トイレ紙、事務用品等	
	4	燃料費	148	178	135	125	210	152	0	ガソリン代等	
	5	食糧費	0	0	0	0	0	0	0		
	6	印刷製本費	0	582	592	309	502	730	775	チケット、リーフレット	
	7	水道代	5,278	5,258	4,638	4,216	5,250	6,632	2,126	長和田分含む。 ※燃料、光熱費は別途予算措置	
	8	修繕費	465	1,571	2,901	2,129	1,937	2,459	1,036	50万円未満の園内小修繕。長和田分含む。	
	9	通信運搬費	659	673	629	551	419	468	437	電話代	
	10	広告宣伝費	0	0	0	0	97	119	0	求人広告	
	11	手数料	37	164	408	205	145	65	66	公用車点検整備料等	
	12	保険料	308	301	263	201	252	500	778	入園者傷害保険等	
	13	委託料	41,889	37,389	39,396	32,375	23,329	50,802	34,275	造園保守、機械警備等。長和田の植栽管理、遊具点検委託含む。	
	14	使用料及び賃借料	938	853	1,725	2,034	2,027	2,015	1,320	パソコン複写機リース料等	
	15	負担金	12	6	94	63	39	32	73	各種負担金等	
	16	租税公課	3,440	3,973	3,838	4,986	8,162	5,113	2,321	消費税等	
	17	雑損失	0	0	0	0	8	0	0		
	18	工事請負費	0	0	919	154	226	0	0		
			集客促進事業費	24,037	26,330	26,600	20,078	25,041	22,703	43,091	
	1	賃金	115	90	0	0	0	0	44		
	2	報償費	279	263	499	444	774	570	43		
	3	旅費交通費	267	265	389	79	37	102	2,345	県内外営業旅費	
	4	消耗品費	472	1,590	2,009	749	556	1,235	926	イベント用品	
	5	食糧費	30	56	24	16	0	0	143		
	6	印刷製本費	885	511	579	434	445	728	3,135	イベントチラシ等	
	7	材料費	1,318	1,291	778	383	537	813	0	コイ餌等	
	8	通信運搬費	10	18	19	6	10	12	372		
	9	広告宣伝費	1,561	1,195	1,164	1,010	1,100	954	5,277	TV、ラジオ、新聞広告	
	10	手数料	1,628	1,597	1,193	725	525	1,376	2,048	送客手数料	
	11	委託料	14,413	15,178	16,893	15,962	16,812	16,321	28,401		
	12	使用料及び賃借料	70	158	27	56	100	210	357	冷風機等	
	13	負担金	3,036	4,065	3,120	254	4,084	383	0	夏イベント、観光ネットワーク等	
	14	雑損失	0	0	0	1	3	4	0		
	15	減価償却費	13	11	9	8	7	4	0		
	16	期首棚卸額	0	60	18	121	170	119	0		
	17	期末棚卸費	△ 60	△ 18	△ 121	△ 170	△ 119	△ 128	0		
			売店営業費	26,698	26,868	35,570	24,521	30,056	44,261	0	
	1	報償費	0	0	0	0	44	18	0		
	2	旅費交通費	0	0	0	10	3	0	0		
	3	消耗品費	689	801	2,695	1,136	928	1,317	0		
	4	印刷製本費	70	77	211	218	125	195	0		
	5	光熱水費	3,732	4,127	3,896	3,811	4,277	7,731	0		
	6	修繕費	975	526	830	340	230	350	0		
	7	材料費	20,285	19,467	26,397	15,676	20,322	29,818	0		
	8	通信運搬費	215	260	360	290	258	313	0		
9	手数料	133	133	1,190	336	320	467	0			
10	保険料	3	9	40	9	9	8	0			
11	委託料	153	377	257	397	774	1,298	0			
12	使用料及び賃借料	194	178	638	1,526	2,808	3,153	0			
13	負担金	19	18	6	2	25	38	0			
14	雑損失	0	1	9	4	0	4	0			
15	減価償却費	217	156	286	286	231	129	0			
16	工事請負費	0	540	765	0	550	188	0			
17	期首棚卸額	1,047	1,033	835	2,842	2,362	3,211	0			
18	期末棚卸費	△ 1,033	△ 835	△ 2,845	△ 2,362	△ 3,210	△ 3,977	0			
		飲食施設営業費	573	538	108	41	41	41	0		
		減価償却費	573	538	108	41	41	41	0		
		その他	6,853	5,882	5,810	6,365	7,999	8,125	0		
1		本部負担金	6,853	5,882	5,810	6,365	7,999	8,125	0		
		支出計	156,878	154,518	169,571	139,154	153,471	196,301	127,804		

現在の施設管理に関する従事者の状況



職名 (職種)	身 分	職員数	分担事務及び保有している資格
園 長	常勤職員	1 名	燕趙園の運営の総括 関係機関との連携 人事・労務管理 財務管理
シニアマネージャー	常勤職員	1 名	予算・決算業務 各種契約業務 施設管理業務全般 道の駅関連業務全般
マネージャー	常勤職員	1 名	広報業務 イベント企画実施業務 営業業務 入園者数等統計業務
スタッフ	常勤職員	1 名	道の駅関連業務 企画展示実施業務 各種教室及び体験事業 TEAS 業務
受付スタッフ	臨時職員	1 名	園内修繕 イベント補助業務 友の会業務 来園者意見、クイズラリー等
受付スタッフ	臨時職員	1 名	事務所受付等応接業務 各種負担行為等 ホームページ管理業務
受付スタッフ	臨時職員	3 名	園内受付、入場券販売 施設点検及び清掃
販売スタッフ	臨時職員	1 名	売店の仕入れ・在庫管理 仕入業者、地元農家との調整
販売スタッフ	パート	7 名	売店の販売・接客業務 店内清掃

外部委託の実績(施設管理)

資料 10

(単位:円)

内容	H29実績額	H30実績額	R1実績額	R2実績額	R3実績額	R4実績額
施設警備業務	103,680	155,520	156,960	165,922	158,400	158,400
自家用電気工作物保守	546,770	546,770	574,505	579,777	579,777	579,777
金山嶺橋エレベータ保守点検業務	1,193,616	1,193,616	1,204,668	1,215,720	1,215,720	1,215,720
一般廃棄物収集運搬業務	194,400	194,400	196,200	198,000	198,000	198,000
清掃業務委託	1,949,616	1,949,616	2,448,844	2,472,045	2,472,045	2,472,045
造園保守業務委託	10,368,000	10,368,000	10,462,688	10,560,000	10,560,000	10,560,000
消防用設備機器点検業務委託	106,920	106,920	108,100	108,900	108,900	108,900
コンテナ積込処分委託	35,478	43,740	52,580	0	55,000	0
除雪業務委託	172,800	0	0	318,230	462,784	106,920
ポスレジ保守	38,880	38,880	39,240	39,600	23,000	432,960
グリスストラップ汚泥除去業務	32,832	16,416	33,136	30,800	46,200	46,200
再商品化委託料	4,136	1,753	2,461	2,766	4,504	601
電気自動車充電器コールセンター業務	0	0	54,000	55,000	55,000	55,000
遊具点検	20,571	16,457	16,762	9,429	0	27,423

修繕の実績

資料 11

平成29年度			平成30年度		
修繕箇所	内容	金額(円)	修繕箇所	内容	金額(円)
道の駅	道の駅男子トイレ手洗い排水管詰り	6,480	庭園	吉華横駐車場芝生内漏水修繕	7,560
庭園	多目的トイレ自動扉開閉装置修理	47,520	庭園	燕趙園門階段修繕口	3,240
庭園	燕趙園内多目的トイレ手洗器取付修理費口	22,680	庭園	園内燕趙門・華夏堂・東配殿・聴雨軒石材修繕口	140,400
庭園	屋外給水管漏水修理費口	20,520	庭園	燕趙園給水管漏水修理	307,800
庭園	各所水栓他修理費口	39,960	庭園	照明器具用リモコンリレー修繕口	15,120
庭園	庭園誘導灯取替費口	72,360	庭園	受付エアコン取替口	152,280
庭園	見取図パネル取替代口	32,400	庭園	売店(老龍頭)前女子トイレ手洗い排水管修理口	14,040
庭園	公用車整備代金	14,900	庭園	園内案内放送スイッチ修繕口	64,800
庭園	リモコンスイッチ取替	29,160	庭園	トイレ修繕	24,840
老龍頭	老龍頭横トイレ換気扇取替口	50,760	庭園	誘導バッテリー交換	8,100
庭園	誘導灯取替	50,760	庭園	庭園誘導灯器具取替口	136,080
庭園	解説版及び石碑プレート文字修繕口	77,760	庭園	体験コーナー(魚洗鍋)解説パネル製作代口	10,800
道の駅	道の駅女子トイレバルブ部取替他口	32,400	庭園	庭園正門横男子小便器・売店前女子トイレ修繕	17,280
道の駅	道の駅男子トイレバルブ部取替他口	19,440	庭園	燕趙園聴雨軒建具修繕	49,950
道の駅	道の駅女子トイレ詰り修理費口	19,440	庭園	エアコン修理口	108,000
道の駅	売店ソフトクリームサーバーの修理部品交換代口	6,091	庭園	臥龍廊木材修繕口	108,000
道の駅	道の駅レストラン外バルブボックスバルブ軸袋ナット締め付け処理口	6,480	庭園	旧管理事務所(老龍頭売店)ドアクローザー交換工事	37,800
道の駅	レストラン冷凍庫除霜作業、部品交換他口	43,200	庭園	燕趙園老龍頭前漏水修理	299,160
道の駅	お買物処火災報知器修繕費	79,380	庭園	正面横女子トイレボールタップ交換	10,800
道の駅	お食事処火災報知器修繕費口	223,020	道の駅	道の駅燕趙園給水管漏水修理	200,880
道の駅	道の駅燕趙園雨漏り箇所天井修繕工事費口	70,000	道の駅	道の駅水栓ケレップ交換	7,560
道の駅	道の駅燕趙園トイレ入口木枠修繕工事費	82,080	道の駅	道の駅雨とい詰り修理	6,480
道の駅	道の駅燕趙園飲食施設エントランス部分雨漏り修繕工事費口	222,480	老龍頭	売店ソフトクリームフリーザー修理・部品交換代	6,631
道の駅	道の駅男子トイレ手洗い排水管詰り修理費	6,480	道の駅	道の駅トイレ暖房便座取替修繕	49,680
道の駅	売店棟球事務所兼控室開閉器ボックス修繕	5,886	道の駅	道の駅瞬間湯沸かし器修繕	6,480
レストラン	豊味園ダウンライト取替口	12,420	道の駅	フライヤー修繕	28,404
道の駅	お買物処煙感知取替口	19,440	道の駅	道の駅燕趙園屋根瓦雨漏れ修繕	148,392
道の駅	お食事処誘導灯取替口	72,900	道の駅	売店ソフトクリームフリーザー修理・部品交換代	6,631
道の駅	自動ドア修理工事費	54,000	道の駅	道の駅女子トイレフラッシュバルブ修理口	15,120
			道の駅	道の駅男子トイレ水漏れ修理	11,880
			道の駅	道の駅水石けん入れ修理代	8,640
			庭園	控室洗面修理	11,880
			レストラン	非常口開閉ドア修理	29,160
			長和田	長和田トイレ 手洗器水栓修繕	43,200
29件		1,440,397	34件		2,097,068

修繕の実績

令和元年度			令和2年度		
修繕箇所	内容	金額(円)	修繕箇所	内容	金額(円)
庭園	燕趙園園内石材修繕工事	21,600	庭園	中国庭園燕趙園エレベータサイン張替口	13,200
庭園	庭園内欄干補修工事口	496,562	庭園	庭園事務室照明器具LED直管ランプ改造口	19,800
庭園	三景軒火災報知器感知回路修繕	62,100	庭園	自動販売機用ウォルボックス取替	59,400
庭園	園内照明柱電源復旧	45,360	庭園	エレベータ棟屋根瓦「頂珠」ヒビ割れ応急措置	200,200
庭園	駐車場照明柱ランプ交換口	43,200	庭園	正門左トイレ裏散水栓取替口	19,800
庭園	西配殿エアコンガス漏れ修理口	35,640	庭園	企画展示室エアコン修理費口	149,600
庭園	老龍頭横トイレ修理口	14,040	庭園	控室ロッカー・展示ホール(風除室)非常灯更新	73,700
庭園	非常灯更新口	72,000	庭園	燕趙園集料館冷媒ラッキング修理口	32,780
庭園	庭園事務室照明器具LED直管ランプ改造口	19,800	庭園	庭園内BGM/呼出用アンプ取付及びスピーカー配線点検口	168,520
庭園	燕趙園孫子石像石板取付工事口	19,980	庭園	老龍頭防水コンセント取替口	4,730
庭園	燕趙園園内舗装修繕工事口	58,300	庭園	四面荷風榭瓦面戸材補修口	120,000
庭園	道の駅燕趙園大型駐車場改修工事口	78,540	庭園	イベントホール照明リモコンリレー交換口	17,600
庭園	燕趙園サイン改修口	108,900	庭園	豊味園分電盤表示ランプ交換口	5,940
庭園	自火報幹線改修工事口	264,000	庭園	金山嶺橋踊り場床石タイル浮き修繕口	52,360
老龍頭	老龍頭身障者オストメイト修理	16,500	庭園	集料館東側通用門軒先瓦修繕・調査費	114,950
庭園	燕趙園(金山嶺橋)漏水修理他	167,200	庭園	庭園屋外スピーカー取替	31,900
庭園	電気室タイマー取替代(中央電気工事)	20,900	庭園	道の駅女子トイレフラッシュバルブ交換口	30,800
レストラン	中華レストラン豊味園エアコン配管修繕費	45,100	庭園	蓮池中水ポンプ交換費口	45,100
庭園	電気室水銀灯タイマー取替口	20,900	庭園	集料館誘導灯交換業務口	215,600
レストラン	豊味園屋外照明修繕	144,100	庭園	燕趙園西垂花門・集料館二門瓦面鼻先板補強板修繕	291,500
庭園	企画展示室自動ドア修理工事・部品交換	58,300	庭園	燕趙園一覽亭大屋根軒先瓦不具合調査修繕	440,000
庭園	屋外キュービクルガラス修繕費	154,000	道の駅	道の駅多目的トイレFV修理	23,100
庭園	管理棟側多目的トイレトイレ呼出し修繕	412,500	道の駅	お買物処誘導灯バッテリー取替	39,600
庭園	燕趙園園内舗装防滑改修工事燕趙園周辺のみ	166,045	道の駅	道の駅燕趙園オープン冷蔵ショーケース蒸発板修理	68,200
庭園	正門横トイレ水漏れ修理	24,200	道の駅	道の駅燕趙園男子トイレ自動水栓取替口	64,900
庭園	かき水機修繕費	49,720	老龍頭	老龍頭ソフトクリームフリーザーの消耗品交換口	14,366
庭園	四面荷風榭ベンチ補修工事	277,200	道の駅	道の駅男子便所照明器具取替	38,500
道の駅	道の駅燕趙園商品棚ロールスクリーン取付	117,720	老龍頭	燕趙園老龍頭水栓修理	7,700
道の駅	売店自動ドア修理口	43,200	道の駅	道の駅燕趙園券売機用LANケーブル配線工事	27,500
道の駅	売店煙感知器取替	10,260	老龍頭	老龍頭ソフトクリームフリーザー消耗品交換	14,366
道の駅	道の駅豊味園消防設備修繕	95,040	道の駅	道の駅売店ソフトクリーム消耗品交換	6,754
道の駅	老龍頭のソフトクリームフリーザー修繕	25,661	老龍頭	老龍頭ソフトクリームフリーザーの消耗品交換	14,366
道の駅	売店業務用テーブル形冷凍庫及び冷凍ストッカー修理	60,048	レストラン	豊味園厨房給水管水漏れ修理	9,900
道の駅	お買物処煙感知器取替	135,000	庭園	誘導灯バッテリー交換	21,230
道の駅	売店老龍頭のソフトクリームフリーザー修繕	47,218	道の駅	掃除用水栓取り替え	11,000
道の駅	道の駅ソフトクリームフリーザー修繕	8,424			
レストラン	豊味園チップアイスディスペンサー修繕	39,280			
レストラン	豊味園手洗い排水管修理	8,640			
道の駅	道の駅男子トイレ便座ふた交換	10,800			
道の駅	非常灯更新	34,920			
道の駅	道の駅男子トイレ詰まり修理	9,900			
道の駅	道の駅燕趙園厨房換気扇修繕工事口	46,915			
道の駅	道の駅身障者トイレ詰り修理(ユアー設備計画) NO.13649口	9,900			
道の駅	ソフトクリームフリーザー修繕(ホシザキ中国) NO.16370口	8,514			
庭園	トイレ給水管漏れ修理	4,320			
老龍頭	アイスクリームサーバー電源	118,800			
46件		3,731,247	35件		2,468,962

修繕の実績

令和3年度			令和4年度		
修繕箇所	内容	金額(円)	修繕箇所	内容	金額(円)
道の駅	道の駅燕趙園急速充電器タッチパネル交換口	154,000	道の駅	豊味園手洗い排水水漏れ修理	9,020
庭園	庭園内両開戸ピポット丁番修繕口	95,700	芝生広場	屋外水栓取替	7,700
庭園	燕趙園外トイレ掃除流水栓都営替え他口	15,400	道の駅	トイレ手洗い排水つまり口	5,500
庭園	ステンレス銘板コーティング施工口	44,000	庭園	トイレタイル修繕	83,600
庭園	燕趙園売店前トイレ漏水修繕口	46,200	老龍頭	トイレ前床石修繕	30,580
庭園	老龍頭横女子トイレトイレペーパーホルダー交換	17,600	道の駅	豊味園前床石修繕	22,000
庭園	老龍頭電話配線不良改修口	16,500	道の駅	トイレ壁タイル修繕	86,900
庭園	集料館廊下誘導等灯バッテリー取替口	8,250	庭園	蛍光灯設備修繕	158,400
庭園	中国庭園燕趙園園内排水不良箇所修繕(チューブ) NO.09967	77,000	庭園	消防設備交換	180,400
庭園	三景軒大屋根軒先修繕	135,300	道の駅	GS配管つまり	27,500
庭園	三景軒大屋根東側軒先修繕口	87,450	老龍頭	トイレ手洗いつまり口	6,050
庭園	西垂花門集料館側出入り門飾り瓦修繕	64,900	庭園	流し蛇口交換修理	25,850
老龍頭	老龍頭横男子トイレ修理	4,400	庭園	エアコンリモコン修理	39,600
庭園	道の駅燕趙園周辺敷石張り直し修繕口	93,500	庭園	トイレ樹つまり	11,000
庭園	園内解説板貼替工事口	55,000	庭園	解説看板改修	187,000
庭園	除雪機修理口	15,224	道の駅	LED非常灯交換	169,400
庭園	燕趙門前獅子像2体洗浄・ウォーターセラミック塗装口	495,000	道の駅	水漏れ修理	9,460
庭園	金山嶺橋横漏水修理口	222,200	道の駅	エアコン排水詰り改修	8,800
道の駅	道の駅女子トイレフラッシュバルブ交換口	12,100	庭園	換気扇修繕	52,250
道の駅	道の駅散水栓水漏れ修理口	9,900	庭園	感知器断線修理	104,500
道の駅	道の駅燕趙園ソフトクリームフリーザーの消耗品交換口	6,754	道の駅	トイレボールタップ交換	6,050
道の駅	道の駅と食堂通路屋根破風板修繕口	19,800	道の駅	トイレ流水ボタン交換	16,500
レストラン	豊味園引込開閉器盤取替口	126,500	庭園	皿皿交換修繕	24,200
道の駅	売店湯沸器修理口	11,000	老龍頭	漏水工事	299,200
道の駅	道の駅多目的トイレ洗浄管水漏れ修理及び男子トイレ自動水栓用アングル止水栓修理	11,000	道の駅	ガスコンロ交換	36,630
庭園	自動扉開閉装置修理	16,500	庭園	ガラス修繕	69,850
道の駅	ドラゴン電源修理	33,000	庭園	聴雨軒屋根修繕	499,400
長和田	長和田公園多目的トイレ修繕	272,800	庭園	長郎軒下修繕	286,000
			庭園	日よけシート交換	118,800
			道の駅	手洗いレバーハンドル交換	33,000
			道の駅	障がい者トイレ修理	10,450
			長和田	長和田多目的トイレ修繕	182,600
28件		2,166,978	32件		2,808,190

○鳥取県都市公園条例

昭和54年10月20日
鳥取県条例第31号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）その他の法令に定めがあるもののほか、鳥取県が設置する都市公園（以下「都市公園」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第1条の2 この条例において「特定公園施設」とは、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「バリアフリー法」という。）第2条第15号に規定する特定公園施設をいう。

第2章 都市公園及び公園施設の設置基準

(都市公園の設置基準)

第1条の3 都市公園は、県民が容易に利用することができるように配置するものとする。
2 都市公園の規模は、1の市町村の区域を超える広域の利用に供するという目的に応じて機能を十分に発揮することができる敷地面積とする。

(公園施設の設置基準)

第1条の4 法第4条第1項本文の条例で定める割合は、100分の2とする。
2 法第4条第1項ただし書の条例で定める範囲は、別表第1の左欄に掲げる建築物に限り、当該建築物の区分ごとにそれぞれ同表の右欄に定める割合を超えないこととする。

(運動施設の設置基準)

第1条の5 都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第8条第1項の条例で定める割合は、100分の50とする。

(移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置基準)

第1条の6 バリアフリー法第13条第1項の特定公園施設の設置に関する条例で定める基準は、別表第2のとおりとする。
2 前項の規定にかかわらず、災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、別表第2の基準によらないことができる。

第3章 都市公園の管理

(管理の原則)

第1条の7 都市公園の管理については、その有する多様な機能を最大限に発揮できるよう、それぞれの場所の特性に応じた効果的な管理運営方法により行うものとし、パークPFI（法第5条の2から第5条の9までの規定により飲食店、売店等の公園施設の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する制度をいう。以下同じ。）の積極的な活用等による多様な主体の参画を推進するものとする。

(行為の禁止)

第2条 都市公園においては、何人も、みだりに次に掲げる行為をしてはならない。
(1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。
(2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
(3) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
(4) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
(5) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
(6) たき火をすること。

- (7) 立入禁止区域内に立ち入ること。
- (8) 知事が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (9) はり紙、はり札その他の広告物を表示すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、公衆の都市公園の利用に著しい支障を及ぼすおそれのある行為で知事が定めるもの

(指定管理者による管理)

第3条 知事は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、別表第3に掲げる公園（以下「指定管理者管理公園」という。）ごとに、当該公園の施設設備の維持管理に関する業務その他指定管理者管理公園の管理に関する業務（次に掲げる業務を除く。）を行わせることができる。

(1) 法第5条第1項の許可を受けた部分に関する業務

(2) 前号に掲げるもののほか、都市公園の管理に関する業務のうち知事のみの特権（法の規定による公園管理者の特権を含む。）に属する業務

2 前項の規定により指定管理者に行わせる業務のうち、法第6条第1項又は第3項の規定に基づく許可は、その対象となる物件が法第7条第1項第6号に掲げる仮設工作物（当該指定管理者が指定管理を行う指定管理者管理公園の設置目的に適合するものであつて、定型的なものに限る。）に係るものとする。

3 知事は、第1項の規定により指定管理を行わせている指定管理者管理公園に、次に掲げるものに該当することとなる公園施設が設置されており、又は設置されようとするときは、第1項の規定にかかわらず、当該公園施設（以下「指定管理者管理公園施設」という。）について、当該指定管理者管理公園の指定管理者とは別に指定管理者を指定（以下「追加指定」という。）して、施設設備の維持管理に関する業務その他当該指定管理者管理公園施設の管理に関する業務（第1項各号に掲げる業務を除く。）を行わせることができる。

(1) 法第5条第1項の許可が失効し、又は取り消されるもの

(2) 新たに設置し、又は取得することとなるもの（法第5条第1項の許可を受けたものを除く。）

第4条 削除

(指定管理者の管理の期間)

第5条 指定管理者が第3条第1項に規定する業務を行う期間は、同項に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から5年間（パークPFIによる民間事業者の公募と併せて指定管理者の公募を行う指定管理者管理公園にあつては、効果的なパークPFIの実施に必要な期間として知事が定める期間）とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

2 第3条第3項の規定により追加指定された指定管理者が当該追加指定に係る業務を行う期間は、前項の規定にかかわらず、指定管理者管理公園施設ごとに規則で定める日から当該指定管理者管理公園施設が設置されている指定管理者管理公園に係る指定管理者が業務を行う期間が満了するまでの間とする。

(指定管理者管理公園の利用時間及び休園日)

第6条 指定管理者管理公園（追加指定の場合にあつては、指定管理者管理公園施設とする。以下同じ。）の利用時間は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

2 指定管理者管理公園の休園日（追加指定の場合にあつては、指定管理者管理公園施設の利用を休止する日とする。）は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。

(行為の制限)

第7条 都市公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、知事（指定管理者管理公園にあつては、指定管理者）の許可を受けなければならない。

(1) 物品の販売その他の営業を行うこと。

(2) 物品を頒布すること。

(3) 募金、署名運動その他これらに類する行為をすること。

(4) 集会、展示会その他これらに類する催しのために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。

2 前項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところによ

り、知事（指定管理者管理公園にあつては、指定管理者）の許可を受けなければならない。

- 3 知事（指定管理者管理公園にあつては、指定管理者）は、前2項の許可に係る行為が次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の許可をしないことができる。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 都市公園を損傷し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
- 4 知事（指定管理者管理公園にあつては、指定管理者）は、第1項及び第2項の許可に、都市公園の管理のため必要な範囲内で条件を付することができる。

（有料公園施設の利用の許可）

- 第8条 指定管理者管理公園の施設のうち、利用に当たって当該施設の利用に係る料金を徴収する施設（以下「有料公園施設」という。）は、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定める。
- 2 有料公園施設を利用しようとする者（指定管理者が知事の承認を得て一般利用に係る許可を要しないこととした施設を一般利用の方法で使用する場合を除く。）又は指定管理者が知事の承認を得て別に定める設備若しくは器具を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも同様とする。
 - 3 指定管理者は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、前項の許可（以下「利用許可」という。）をしなければならない。
 - (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 有料公園施設の施設設備をき損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、有料公園施設の管理上支障があるものとして規則で定める場合に該当するとき。
 - 4 指定管理者は、指定管理者管理公園の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

（許可の特例）

- 第9条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は前条第2項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第7条第1項又は第2項の許可を受けることを要しない。

（措置命令等）

- 第10条 知事（指定管理者管理公園にあつては、指定管理者）は、都市公園の適正な管理を図るため必要があると認めるときは、都市公園を利用する者に対し、必要な措置を命ずることができる。
- 2 知事（指定管理者管理公園にあつては、指定管理者）は、この条例の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、都市公園への入園を拒み、又は都市公園からの退去を命ずることができる。
 - 3 指定管理者は、法に規定する知事の許可を受けて指定管理者管理公園を利用する者が第1項の命令に従わないときは、知事に当該許可の取消しその他の処分を求めることができる。

（利用許可の取消し）

- 第11条 指定管理者は、利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。
- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
 - (2) 前条第1項又は第2項の命令に従わないとき。
 - (3) 利用許可の条件に違反したとき。
 - (4) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者管理公園の管理上支障がある行為をし、又はそのおそれのあるとき。

（公園施設の設置等の許可の申請書の記載事項）

- 第12条 法第5条第1項及び法第6条第2項の条例で定める事項は、別表第4のとおりとする。

（法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更）

第13条 法第6条第3項ただし書の条例で定める軽易な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市公園の占用をする公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下「占用物件」という。）の様態替えて、当該占用物件の外観又は構造の著しい変更を伴わないもの
- (2) 占用物件に対する物件の添加で、当該占用をする者が当該占用の目的に付随して行うもの

（使用料）

第14条 法第5条第1項若しくは法第6条第1項若しくは第3項の許可（知事の許可に限る。）を受けた者（法第9条の規定により知事と協議が成立した者を含む。）又は第7条第1項若しくは第2項の許可（知事の許可に限る。）を受けた者に対しては、規則で定めるところにより、別表第5に定める額の使用料を徴収する。

- 2 知事は、公益上その他特別の理由により必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、使用料を減免することができる。
- 3 既納の使用料は、返還しない。ただし、法第27条第2項又は第17条第2項の規定により許可を取り消したときその他規則で定めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

（利用料金）

第15条 法第6条第1項若しくは第3項の許可（知事の許可を除く。）に係る都市公園の占用、第7条第1項若しくは第2項の許可（知事の許可を除く。）に係る行為又は有料公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、別に定めるところにより、指定管理者にその収入として収受させる。

- 2 利用料金は、指定管理者が、あらかじめ知事の承認を得て定める。
- 3 知事は、前項の規定により利用料金を承認したときは、速やかに当該利用料金を告示するものとする。

（利用料金の減免）

第16条 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減額し、又は免除しなければならない。

（監督処分）

第17条 知事（指定管理者管理公園にあっては、指定管理者）は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条第1項若しくは第2項の許可を取り消し、その効力を停止し、又はその条件を変更することができる。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。
 - (2) 第7条第4項の条件に違反したとき。
 - (3) 詐欺その他不正の行為により許可を受けたとき。
 - (4) 第10条第1項又は第2項の命令に従わないとき。
 - (5) 第10条第3項の規定により指定管理者から許可の取消しその他の処分を求められたとき。
- 2 知事（指定管理者管理公園にあっては、指定管理者）は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第7条第1項若しくは第2項の許可を受けた者に対して、前項に規定する処分をすることができる。
- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じたとき。
 - (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じたとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、公益上やむを得ない必要が生じたとき。

（工作物等を保管した場合の公示事項）

第18条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物等（法第27条第1項に規定する工作物等をいう。以下同じ。）の名称又は種類並びに形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日時
- (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

（工作物等を保管した場合の公示の方法）

第19条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事項を、保管を始めた日以後同日から起算して14日を経過する日までの間、

規則で定める場所に掲示すること。

- (2) 前号の公示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについて、同号の公示の期間が満了しても、なおその工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者の氏名及び住所を知ることができないときは、前条各号に掲げる事項を鳥取県公報に登載すること。
- 2 知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させるものとする。

(工作物等の価額の評価の方法)

第20条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数及び損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手続)

第21条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(届出)

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合には、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者がその命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 第10条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を知事から命ぜられた者がその命ぜられた措置を完了したとき。

第4章 雑則

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第23条 第12条から第14条まで及び第18条から前条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域及び予定公園施設について準用する。

(規則への委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、都市公園の管理に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 罰則

第25条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第2条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (2) 第7条第1項又は第2項の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (3) 第10条第1項又は第2項の規定による知事又は指定管理者の命令に違反した者

第26条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の過料を科する。

第27条 偽りその他不正な手段により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた額の5倍に相当する額以下の過料に処する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和57年条例第22号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和 57 年規則第 42 号で昭和 57 年 8 月 1 日から施行)

附 則 (昭和 59 年条例第 10 号)

この条例中別表第 4 の改正規定のうち鳥取県立東郷湖羽合臨海公園に関する部分は昭和 59 年 4 月 1 日から、その他の改正規定は規則で定める日から施行する。

(昭和 59 年規則第 43 号で別表第 1 の改正規定のうち鳥取県立布勢総合運動公園の野球場に関する部分及び別表第 4 の改正規定のうち鳥取県立布勢総合運動公園の野球場に関する部分は昭和 59 年 5 月 3 日、第 3 条の 2 第 1 項の改正規定、別表第 1 の改正規定のうち鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場、第 1 補助競技場及び第 2 補助競技場に関する部分並びに別表第 4 の改正規定のうち鳥取県立布勢総合運動公園の陸上競技場、第 1 補助競技場及び第 2 補助競技場に関する部分は昭和 59 年 5 月 25 日から施行)

附 則 (昭和 61 年条例第 24 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 62 年条例第 11 号)

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成元年条例第 16 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 年条例第 14 号)

この条例は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 年条例第 23 号)

この条例は、平成 2 年 10 月 7 日から施行する。

附 則 (平成 5 年条例第 6 号)

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 6 年条例第 9 号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表第 4 の 1 の 2 の改正規定及び同表の 1 の備考の改正規定は、公布の日から施行する。

(平成 7 年規則第 37 号で平成 7 年 4 月 14 日から施行)

附 則 (平成 7 年条例第 15 号)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第 14 条及び別表第 3 の改正規定並びに次項の規定は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 7 年規則第 38 号で平成 7 年 4 月 1 日から施行。ただし、次の各号に掲げる規定の施行期日は、それぞれ当該各号に定める日とする。

1 別表第 4 の 1 の備考 2 の改正規定中「若しくは第 1 補助競技場」を「、第 1 補助競技場若しくはテニスコート」に改める部分 平成 7 年 4 月 14 日

2 第 11 条の改正規定及び別表第 4 の次に 1 表を加える改正規定中鳥取県立米子駅前だんだん広場に関する部分 平成 7 年 4 月 20 日

3 別表第 1 の改正規定、別表第 4 の 1 の 1 の表の改正規定及び別表第 4 の 1 の備考 2 の改正規定中鳥取県立布勢総合運動公園の鳥取県民体育館に関する部分 平成 7 年 5 月 13 日

4 第 8 条の改正規定及び別表第 1 の改正規定中鳥取県立東郷湖羽合臨海公園の燕趙園に関する部分 平成 7 年 7 月 29 日)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成 8 年条例第 12 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 16 条中第 17 条の改正規定及び次項の規定は公布の日から起算して 20 日を経過した日から、第 20 条の規定は同年 5 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年条例第 11 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 10 年条例第 9 号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年条例第 11 号) 抄

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 12 年条例第 33 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年条例第 39 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年条例第 49 号）

この条例は、平成 14 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年条例第 36 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年条例第 39 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 4 号）

この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 16 年条例第 63 号）

この条例は、都市緑地保全法等の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 109 号）の施行の日から施行する。

（施行の日＝平成 16 年 12 月 17 日）

附 則（平成 16 年条例第 79 号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 3 条の 2 並びに別表第 1 及び別表第 4 の改正については、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 43 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年条例第 80 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 改正後の鳥取県都市公園条例（以下「新条例」という。）第 3 条の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（経過措置）

- 3 この条例の施行の前日に改正前の鳥取県都市公園条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

- 4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 18 年条例第 53 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年条例第 8 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の前日に地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせることとした同項に規定する指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年条例第 74 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年条例第 3 号）

この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年条例第 62 号）

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年条例第 13 号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年条例第 26 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 31 年条例第 12 号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(平31条例22・一部改正)

附 則(平成31年条例第22号)

この条例は、元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行の日から施行する。

(施行の日=令和元年5月1日)

附 則(令和2年条例第60号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年条例第30号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の鳥取県都市公園条例(以下「新条例」という。)第3条第1項の規定による指定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前においても行うことができる。

(経過措置)

- 3 施行日前に改正前の鳥取県都市公園条例の規定によりされた許可その他の行為は、新条例の相当する規定によりされた許可その他の行為とみなす。

別表第1（第1条の4関係）

区分	割合
1 次に掲げる公園施設である建築物 (1) 法第2条第2項第3号に規定する休養施設 (2) 法第2条第2項第5号に規定する運動施設 (3) 法第2条第2項第6号に規定する教養施設 (4) 災害応急対策に必要な食糧、医薬品その他の物資の備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設、情報通信施設、ヘリポート、係留施設、発電施設又は延焼防止のための散水施設 (5) 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場及び壁を有しない休憩所	100分の10
2 3月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物（1の項に規定する建築物を除く。）	100分の2

別表第2（第1条の6関係）

1 園路及び広場

- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。
- イ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互の間隔のうち1以上は90センチメートル以上とすること。
- ウ 出入口からの水平距離が150センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- エ 車いす使用者が通過する際支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープ（その踊場を含む。以下同じ。）を併設すること。
- (2) 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。
- ア 幅は、180センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、120センチメートル以上とすることができる。
- イ 車いす使用者が通過する際支障となる段を設けないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設すること。
- ウ 縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、8パーセント以下とすることができる。
- エ 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、2パーセント以下とすることができる。
- オ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- (3) 階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に掲げる基準に適合すること。
- ア 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- イ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- ウ 階段の上端及び下端に近接する部分には、視覚障がい者に対し段差の存在の警告を行うために、点状ブロック（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。）を敷設すること。
- エ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
- オ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
- カ 段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。
- キ 両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
- (4) 階段を設ける場合は、スロープを併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりスロープを設けることが困難な場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機で高齢者、障がい者等の円滑な利用に適したものをもってこれに代えることができる。

- (5) 階段若しくは段に代え、又はこれに併設するスロープは、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、90センチメートル以上とすることができる。
 - イ 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。
 - ウ 横断勾配は、設けないこと。
 - エ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。
 - オ 高さが75センチメートルを超えるスロープにあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場が設けられていること。
 - カ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。
 - キ スロープの上端及び下端に近接する部分には、視覚障がい者に対し傾斜の存在の警告を行うために、点状ブロックを敷設すること。
 - ク 両側には、立ち上がり部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。
 - (6) 高齢者、障がい者等が転落するおそれのある場所には、柵、点状ブロック及び線状ブロック（床面に敷設されるブロックその他これに類するものであつて、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度が大きいことにより容易に識別できるものをいう。）を適切に組み合わせて床面に敷設したもののその他の高齢者、障がい者等の転落を防止するための設備が設けられていること。
 - (7) 2の項から6の項までに定める基準に適合した特定公園施設及び主要な公園施設に接続していること。
 - (8) (1)から(7)までに定めるもののほか、鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）第19条の規定に適合するものであること。
- ## 2 屋根付広場
- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
 - イ 車いす使用者が通過する際支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設すること。
 - (2) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
- ## 3 休憩所及び管理事務所
- (1) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 幅は、120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、80センチメートル以上とすることができる。
 - イ 車いす使用者が通過する際支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設すること。
 - ウ 戸を設ける場合は、当該戸の幅は80センチメートル以上とし、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものとすること。
 - (2) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車いす使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。
 - (3) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。
 - (4) 便所を設ける場合は、そのうち1以上は5の項に定める基準に適合するものであること。
- ## 4 駐車場
- (1) 専ら自動二輪車（側車付きのものを除く。）のための駐車場を除き、駐車場の全駐車台数に50分の1を乗じて得た数以上、車いす使用者が円滑に利用することができる駐車施設（以下「車いす使用者用駐車施設」という。）を設けること。
 - (2) 車いす使用者用駐車施設は、幅は350センチメートル以上とし、当該施設又はその付近に、車いす使用者用駐車施設の表示をすること。
- ## 5 便所
- (1) 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げる。
 - (2) 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - ア 幅は、80センチメートル以上とすること。
 - イ 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、スロープを併設すること。

ウ 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造を有する便房を設けていることを表示する標識を設けていること。

エ 戸を設ける場合は、当該戸の幅は80センチメートル以上とし、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。

(3) 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保していること。

(4) 1以上の洗面器又は手洗器に、レバー式、光感知式その他高齢者、障がい者等が容易に使用できる方式の水栓（以下「特定水栓」という。）を設けること。

(5) ベビーチェアその他の乳幼児を安全に待機させることができる設備を設けた便房を1以上設けるとともに、当該便房の出入口にその旨を表示する標識を設けること。

(6) 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した次に掲げる基準に適合した構造を有する便房を1以上設けること。

ア 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(ア) 幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 車いす使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

(ウ) 当該便房が高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識を設けること。

(エ) 戸を設ける場合は、当該戸の幅は80センチメートル以上とし、高齢者、障がい者等が容易に開閉して通過できる構造のものとする。

イ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保していること。

ウ 腰掛便座及び手すりを設けること。

エ くつべら式、光感知式その他車いす使用者が容易に使用できる方式の大便秘器洗浄装置を設けること。

オ 洗面器又は手洗器に特定水栓を設けること。

(7) 男子用小便器を設ける場合は、床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を1以上設け、当該小便器には手すりを設けること。

(8) (1)から(7)までに定めるもののほか、鳥取県福祉のまちづくり条例第17条の規定に適合するものであること。

6 水飲場及び手洗場

(1) 車いす使用者が接近できるよう、奥行き150センチメートル以上、幅150センチメートル以上の水平部分を設けること。

(2) 水栓までの高さは80センチメートル以下とし、下部に高さ65センチメートル以上奥行き45センチメートル以上のスペースを確保すること。

(3) 特定水栓を設けること。

7 掲示板及び標識

(1) 高齢者、障がい者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

(2) 表示された内容が容易に識別できるものであること。

(3) 園路又は広場の出入口の付近には、1の項から6の項までに定める基準に適合した特定公園施設の配置を表示した標識を設けること。

別表第3（第3条関係）

（昭59条例10・全改、平2条例23・平6条例9・平7条例15・平10条例9・平12条例133・平15条例36・平16条例79・平17条例80・一部改正、平24条例62・旧別表第1繰下）

1 鳥取県立布勢総合運動公園

2 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（藤津地区、浅津地区及び南谷地区）

3 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）

4 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（はわい長瀬地区及び宇野地区）

別表第4（第12条関係）

区分	申請者の記載事項
法第5条第1項の条 公園施設を設けようとする場合 例で定める事項	1 設置の目的 2 設置の期間 3 設置の場所 4 公園施設の構造 5 公園施設の外観 6 公園施設の管理の方法 7 工事の実施方法

		8 工事の着手及び完了の時期 9 都市公園の復旧方法 10 その他参考となるべき事項
	公園施設を管理しようとする場合	1 公園施設の種類及び場所 2 管理の目的 3 管理の期間 4 管理の方法 5 その他参考となるべき事項
	許可を受けた事項を変更しようとする場合	当該変更に係る事項
法第6条第2項の条例で定める事項		1 占用物件の外観 2 占用物件の管理の方法 3 工事の実施方法 4 工事の着手及び完了の時期 5 都市公園の復旧方法 6 その他参考となるべき事項

別表第5 (第14条関係)

区分		使用料			
		単位	金額		
			非課税とされる公園施設の設置等	非課税とされる公園施設の設置等以外の設置等	
法第5条第1項の許可	公園施設の設置	1平方メートルにつき1年	1,050円	1,155円	
	公園施設の管理	通勤等のための駐車場として管理する場合	使用の許可を受ける者の受益の程度、近傍類似の土地の賃貸料等を勘案して知事が別に定める額		
		その他の場合	1平方メートルにつき1月	1,380円	
法第6条第1項又は第3項の許可	電柱又は電柱の支線若しくは支柱	1本につき1年	1,500円	1,650円	
	送電塔	1平方メートルにつき1年	900円	990円	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6円	7円	
	水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	75円	82円
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートルにつき1年	110円	121円
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートルにつき1年	150円	165円
		外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	1メートルにつき1年	300円	330円
		外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	1メートルにつき1年	760円	836円
		外径が1メートル以上のもの	1メートルにつき1年	1,370円	1,507円
		ハンドホール又はマンホール	1個につき1年	3,370円	3,707円
郵便差出箱又は信書便差出箱	1個につき1年	460円	506円		

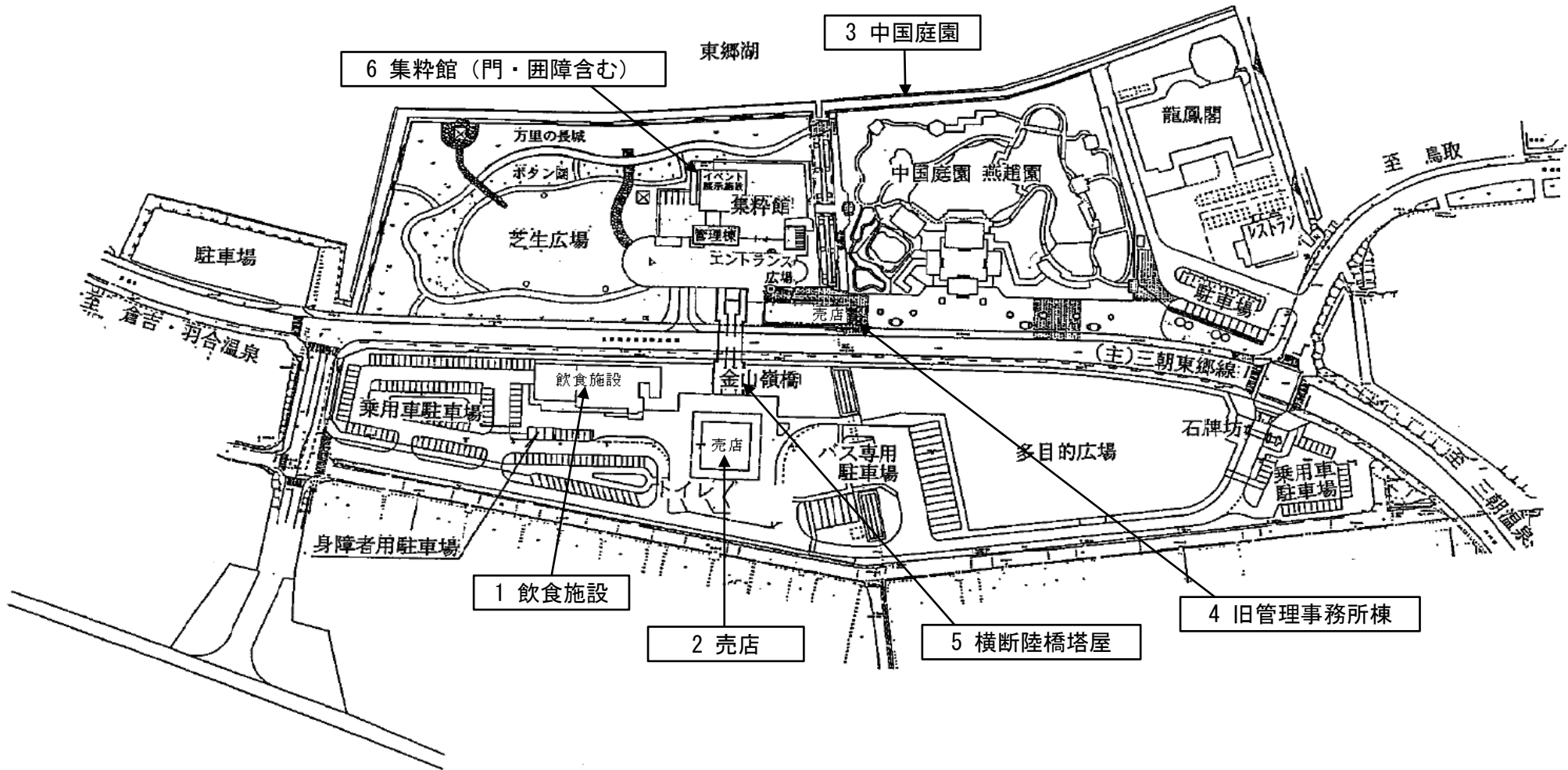
	公衆電話所	1 個につき 1 年	1,500 円	1,650 円
	集会、展示会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物	1 平方メートルにつき 1 日	3 円	4 円
	標識	1 本につき 1 年	1,500 円	1,650 円
	その他のもの	1 平方メートルにつき 1 年	1,050 円	1,155 円
		1 平方メートルにつき 1 日	3 円	4 円
第 7 条第 1 項又は第 2 項の許可	物品の販売その他の営業	1 人につき 1 日		410 円
	集会、展示会その他これらに類する催し	1 平方メートルにつき 1 日		4 円

備考

- 1 「非課税とされる公園施設の設置等」とは、法第 5 条第 1 項の許可に係る公園施設の設置及び法第 6 条第 1 項又は第 3 項の許可に係る都市公園の占用のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）第 6 条第 1 項の規定により非課税とされるものをいう。
- 2 公園施設の設置若しくは管理の面積若しくは占有面積若しくは占有物件の長さが 1 平方メートル未満若しくは 1 メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに 1 平方メートル未満若しくは 1 メートル未満の端数があるときは、それぞれ 1 平方メートル又は 1 メートルとして計算するものとする。
- 3 公園施設の設置の期間若しくは使用料の額が年額で定められているものの占有の期間が 1 年未満であるとき、又はこれらの期間に 1 年未満の端数があるときは月割をもって計算し、なお、1 月未満の端数があるときは 1 月として計算し、公園施設の管理の期間が 1 月未満であるとき、又はその期間に 1 月未満の端数があるときは 1 月として計算するものとする。
- 4 一件の使用料の額が 100 円未満である場合における当該使用料の額は、100 円とするものとする。

火災保険対象施設一覧及び平面図

番号	施設名称	所在地	構造	建築年度	棟数	面積(m ²)
(飲食・物販施設)						
1	飲食施設	湯梨浜町引地	S1F	平成10年度	1	618.02
2	売店	湯梨浜町引地	S1F	平成10年度	1	448.54
(中国庭園部分)						
3	中国庭園	湯梨浜町引地	W1F	平成7年度	1	977.53
4	旧管理事務所棟	湯梨浜町引地	S1F	平成7年度	1	253.00
5	横断陸橋塔屋	湯梨浜町引地	RC2F	平成10年度	1	334.80
6	集粹館(門・囲障含む)	湯梨浜町引地	S1F	平成11年度	1	590.50



火災保険対象施設 平面図

鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）管理業務仕様書

この仕様書は、東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）（以下「東郷池南エリア」という。）の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法を示すものである。指定管理者は、業務の遂行に当たり公の施設としての性格を十分認識し、日常又は定期に必要な保守・点検業務を行うことによる快適な施設環境を作るとともに、施設の利用の向上に努めるものとする。

1 管理運営方針

- (1) 公の施設であることを念頭において、公平な利用を確保しながら管理運営を行うこととし、正当な理由なくして特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 利用者が安全かつ快適に施設を利用できるよう、又施設の機能が最大限に発揮されるように適正な維持管理を行うとともに、効率的な運営による経費の節減に努めること。
- (3) 燕趙園は、中国河北省友好提携5周年を記念して建設されたものであること及び中部の観光拠点の一つであることから、周辺地域・施設と連携して交流人口の拡大を図るとともに、中国との友好・文化交流に資する事業の実施に努めること。
- (4) 東郷湖羽合臨海公園パークビジョン（以下、「パークビジョン」という。）を踏まえ、東郷池南エリアの特色である芝桜など豊かな花々、東郷池の眺望を活かした散策と憩いのエリアとしての魅力向上に努めること。
- (5) 来園者・利用者のニーズを把握し、管理運営に反映させ、来園者・利用者の満足度向上、公園の活性化及び利用の促進に努めること。
なお、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に該当する営業は認めない。
- (6) アダプトプログラム制度の導入など、多様な主体が公園管理に参画できる仕組みを構築し、公園に親しみ愛着を深めてもらい、公園利用の活性化に繋げること。
- (7) 県、周辺自治体、関係団体及び周辺施設等と密接に連携を図りながら、パークビジョンを踏まえて管理運営を行うこと。

2 管理の基準

- (1) 受付案内業務
指定管理者は、利用者への応接、電話での問い合わせ、公園施設の利用申し込み等について、迅速かつ適切な対応を行うこと。
なお、施設に寄せられた意見、苦情等に適切に対応するとともに、県に関わるものについては、県に報告を行うこと。
- (2) 有料公園施設の利用許可・取消し等業務
ア 鳥取県都市公園条例（昭和54年鳥取県条例31号。以下「都市公園条例」という。）第8条第3項に基づく有料公園施設の利用の許可、利用の禁止又は制限に係る業務は、指定管理者があらかじめ定められた規程に基づき実施すること。この場合において、指定管理者は、当該規程を県に届け出ること。
利用者の手続を定めるに当たっては、利用者にとって簡便な方法となるよう配慮すること。
イ 施設の利用の許可に当たっては、利用申込書において、都市公園条例に規定する行為の制限等の規定の遵守及び利用許可の制限に該当する利用でないことを誓約させるとともに、鳥取県警察本部への照会がなされる場合があることについて、利用申込書に明記するなどして周知すること。
ウ 業務に当たっては、施設の公平な利用や安全性の確保について十分配慮すること。
- (3) 公園施設における行為許可・取消し等業務
都市公園条例第7条に基づく公園施設における行為許可業務及び同条例第17条第1項の規定に基づく行為許可の取り消し等は、県が別途作成するマニュアルに沿って行うこと。
- (4) 公園施設における占用許可・取消し等業務
都市公園法第6条第1項の規定に基づき、指定管理者以外の者が東郷池南エリアの設置目的の範囲内で行う同法第7条第1項第6号に規定する定型的な仮設工作物の設置に対して占用の許可を行うこと。許可にあたっては、県が別途作成するマニュアルに沿って行うこと。

(5) 利用料金の徴収、減免、返還

上記(2)～(4)の許可に係る利用料金の徴収、減免、返還業務は、指定管理者があらかじめ定めた規程に基づき実施すること。この場合において、指定管理者は当該規程を県に届け出ること。

(6) 飲食施設・物販施設等(老龍頭、道の駅燕趙園、飲食施設)の有効利用と運営

指定管理者は、来園者へのサービス向上と施設の有効利用を図るため、既存施設を活用し、飲食や物販をはじめとした利用者へのサービスの提供を行うこと。

運営は、指定管理者自身が実施するほか専門業者に委託することができることとする。この場合においては、運営計画を事業計画書に記載するとともに、運営状況を業務報告書に記載し県に報告すること。

また、道の駅燕趙園として、周辺観光案内、飲食施設等の情報提供を行うこと。

ア 飲食や物販については、燕趙園全体の収支に配慮し採算性を踏まえたメニュー、品揃えとしつつ、中国庭園に附属する施設らしいメニューや品物も取り扱うよう配慮すること。なお、飲食施設において、食事に伴いアルコール類を提供することは妨げない。

イ 物販施設はもとより飲食施設も含めて、地元産食材の利用、県特産品・地元産品・オリジナル商品及び障がい福祉サービス事業所の製作品の販売に努めること。(売店の魅力を発揮するような、地元産の農産品や生鮮品、地域の障がい福祉サービス事業所で作られた菓子類等の販売を推奨)

ウ 飲食や物販のサービスを行うほかに、多目的スペースとして利用することも可能であること。ただし、その場合、燕趙園の設置目的、防災面、施設機能等を考慮した上で、ふさわしい内容に限る。

エ 室内改装のほか機械器具の設置等は、県の承認を受けてから実施することとし、原則として指定管理者の負担とする。

(7) 中国庭園燕趙園の入園料無料化の試行実施について

別添「燕趙園入園料無料化等実証実験業務仕様書」に基づき実施し、県への報告を行うこと。

(8) 東郷池の眺望を楽しみながらの散策や憩いの場所の創出を意識し、東郷池の眺望の確保、四季折々の花等の見所や木陰の創出などの工夫に努めること。

3 施設に係る留意事項

(1) 中国庭園「燕趙園」(現行の有料公園施設)

ア 庭園区域

中国河北省との友好提携5周年を記念して建設されたものであり、中国の歴代皇帝が好んだ「皇家園林方式」の庭園が再現されている。この庭園を活かした魅力ある事業の実施等により、集客の促進を図ること。また、県と中国河北省との友好のシンボルであることから、中国との文化交流の発展に努めること。

イ 集料館及び集料館前広場

集料館(イベントホール、展示ホール)及び同館前イベント広場は、集客促進のため有効に活用すること。

(2) 緑地部分(中国庭園西側)

木や芝生、4月下旬から5月下旬に見頃となるボタンの花など、豊かな緑地環境が広がっている。

これらの緑地を適切に維持管理するとともに、一般開放の広場であることを広く周知し、観光客のほか、子ども達の遊び場、地域住民の憩いの場となるよう適切に管理運営を行うこと。また、広場を利用したイベントの開催等、集客の促進に有効に活用すること。なお、グラウンドゴルフ用ポスト等を常設することのないように留意すること。

(3) 多目的広場(道の駅側)

芝生広場を適切に維持管理するとともに、一般開放の広場であることを広く周知し、観光客のほか、子ども達の遊び場、地域住民の憩いの場となるよう適切に管理運営を行うこと。また、広場を利用したイベントの開催等、集客の促進に有効に活用すること。なお、グラウンドゴルフ用ポスト等を常設することのないように留意すること。

(4) 「道の駅 燕趙園」

物販・飲食施設及び駐車場等については、「道の駅 燕趙園」として登録している。道路に関する情報の収集・提供に協力する等の道の駅の機能を果たすよう、運営に留意すること。

(5) 長和田地区（散策・憩いのエリア）

東郷湖岸に見通しの良く広がる芝生広場を中心に、湯梨浜町が設置管理する足湯や温泉スタンド等を有し、芝桜の名所となっている。湯梨浜町設置管理部分の利用や管理との調整を十分に行い、適切な施設の維持管理と利用の促進を図ること。

(6) その他

駐車場等を適切に維持管理するほか、県から都市公園法第5条の設置管理許可を得て設置管理されている温泉施設との連携により集客の促進を図ること。

4 施設設備の維持管理

業務に当たっては、各施設・設備の機能・状況を把握した上、適切に実施するとともに、業務記録を作成し、指定管理期間終了後5年間保存すること。

植栽等の維持管理業務又は設備等の保守点検業務を専門業者に委託する場合にあっては、指定管理者は作業内容等を掌握するとともに、作業の完了を確認し、業務記録等を作成し指定管理期間終了後5年間保存すること。

指定管理者は、施設又は設備に異常を発見し、利用者の安全確保等のための応急措置や修繕等の必要がある場合には、速やかに必要な処置を講ずること。

(1) 清掃業務

公園内の建物、園路、芝生及びトイレ等の清掃業務。下記により景観において良好な状態を保つために必要な措置を講ずるほか、現場の実情に応じ美観又は建物の管理上必要と認める作業を行うものとする。

ア 日常清掃 1日単位の短い周期で日常的に行う清掃

(ア) トイレ

- a 床を水で流し、拭き取ること。
- b 汚物入れは、汚物を捨て、適宜容器の内外を洗うこと。
- c 流し等は、実情に応じて、水洗い又は拭き掃除をすること。
- d 鏡は、汚れがひどい場合には適宜清掃すること。
- e 便器は、丹念に清掃すること。

(イ) 飲食・物販施設等

- a 床は、常時きれいな状態となるよう努めること。
- b 灰皿は、洗うこと。
- c 机及びテーブルは、拭き掃除をすること。
- d 玄関等人目につきやすいガラス戸は、適宜清掃すること。

(ウ) 園地清掃（ボタン園周辺、長和田地区等）

- a 拾い清掃や掃き清掃により園路や側溝、園地が常時きれいな状態となるよう努めるとともに、ゴミは、分別を行った上、所定場所に集積し、散乱を防ぐこと。
- b 排水設備の機能が維持されるよう定期的に点検すること。

(エ) 床石清掃

- a 苔が繁茂する床石部分の洗浄を行うこと。
- b 床石が滑る状態であれば上記以外にも適宜洗浄し、利用者の安全を確保すること。

イ 定期清掃 週・月又は年単位の周期で定期的に行う清掃

(ア) 床洗浄ワックスがけは、拭き掃除の後、床を洗浄し、適正な基準量をもって塗布すること。

(イ) 窓ガラスは、両面とも洗剤で汚れを落とした後、水を切り、窓枠、面台等を拭き上げ、仕上げること。

ウ その他留意事項

(ア) 利用者の利用に支障を来さないように作業すること。

(イ) じんあいを飛散させないこと。

(ウ) 火気に注意し、引火性物質はできるだけ使用しないこと。

(エ) 清掃等で収集した廃棄物は、分別を行った上で公園内に集積し、廃棄物の処理に関する関係法令に基づき適切に処理すること。

(オ) その他、衛生面に特に留意すること。

【現在の清掃箇所一覧】

場 所	床面名称	面積 (㎡)	日常清掃	定期清掃 (年2回)
【中国庭園】				
トイレ (西配殿横)		38.440	1回/日	
〃 (管理事務所横)	50角タイル貼り	39.000	1回/日	
〃 (轎子専用入り口横)		58.500	1回/日	
〃 (老龍頭横)		49.000	1回/日	
〃 (集粹館中)	ビニールシート貼り	7.000	1回/日	○ワックス塗布
集粹館	ビニールタイル貼り	150.000	1回/日	〃
ステージステージ	フローリング 18t	50.000	1回/日	〃
展示室	ビニールタイル貼り	125.000	1回/日	〃
事務所	ビニールシート貼り	48.800	1回/日	〃
控室1、2	ビニールシート貼り	10.000	1回/日	〃
応接室	ビニールシート貼り	20.000	1回/日	〃
チャイナルーム	ビニールシート貼り	15.600	1回/日	〃
旧乗務員休憩室	ビニールクロス貼り	70.779	1回/日	
通路	ビニールシート貼り	23.000	1回/日	〃
定期清掃ガラス面		359.800	1回/日	〃
園路			1回/日	
床石			1回/日	○ポリッシャー (年3回)
老龍頭	塩ビ系タイル	104.15	1回/日	〃
【飲食・物販施設等】				
トイレ (飲食施設内)	石目タイル	116.928	1回/日	
〃 (物販施設裏)	PBt=9.5mm VP塗		1回/日	○
飲食施設	木目タイル	728.72	1回/日	○ワックス塗布
物販施設	石目タイル	472.32	1回/日	○
定期清掃ガラス面			1回/日	○
【長和田地区】				
トイレ	50角磁器タイル貼り	29.54	1回/日	

(2) 自家用電気工作物の保守

電気設備を良好な状態に維持するとともに、電気事業法に基づく電気工作物(受電設備)の保守点検を電気事業法令に基づく指定業者により行う業務。下記によるほか、故障等が発生した場合は速やかに対処すること。

ア 点検の内容

定期点検：隔月1回 精密点検：細密点検3年に1回、無停電点検3年に2回

イ 自家用電気工作物の概要

(ア) 中国庭園内

設備容量250kVA 最大電力165kW 受電電圧6,600V

(イ) 金山嶺橋内

設備容量125kVA 最大電力90kW 受電電圧6,600V

(ウ) 飲食・物販施設

設備容量350kVA 最大電力220kW 受電電圧6,600V

(エ) 拡大区域(飲食・物販施設周辺)内

設備容量350kVA 最大電力220kW 受電電圧6,600V

(3) エレベーターの保守

金山嶺橋に設置されているエレベーターを常時良好に保つ業務。別添「金山嶺橋エレベーター点検業務仕様書」の点検内容により、定期点検を月1回、精密点検を年1回、専門業者により実施するとともに、故障が発生した場合は速やかに対処すること。

(4) 消防設備の保守

消防法の規定に基づき、自動火災報知設備や消火器などの点検を専門業者により実施し、報告書を所轄の消防署に提出する業務。下記によるほか、故障等が発生した場合は速やかに対処すること。

ア 点検の内容

外観・機能点検：年1回、総合点検（外観・機能点検を含む）：年1回

イ 消防用設備の概要

(ア) 消火器 (イ) 屋内・屋外消火栓設備 (ウ) 自動火災報知設備
(エ) 誘導灯 (オ) 非常警報・放送設備 (カ) 防火・防排煙設備

(5) 施設の警備

燕趙園内の犯罪防止のための業務。

ア 開園時間内

適宜施設の巡回を行うほか、不審者を発見した場合等は、犯罪の防止に適切な対応をすること。

イ 開園時間外

(ア) 建物内の防犯警報装置、火災警報装置による機械警備を行うこと。なお、警備基準時は開館時間等と調整し、指定管理者が決定する。

【現行の警備基準時間】

開館日：17時～翌8時30分

休館日：終日

その他：火災監視は終日

(イ) 機械警備に要する経費は、指定管理者が負担すること。

(6) 遊具点検保守業務

目視等による日常点検並びに専門技術者による定期的な点検を行う業務。

設置されている遊具はすべて使用可能な状態を維持すること。ただし、故障など遊具の使用に危険が生じる場合には速やかに使用禁止とし、修繕等の必要な措置を講じること。また、撤去、改良等を行う場合は、県にあらかじめ協議すること。

点検業務については、別添の遊具等施設の安全点検業務仕様書に基づき実施すること。なお、この仕様書の記載の有無にかかわらず、指定管理者は安全な状態を確保するため必要な処理を講じること。

(7) 植栽の管理

東郷池南エリア内の植栽樹木及び芝生広場等の維持管理を行う業務。別添の植栽管理業務仕様書によること。

なお、景観又は生育、安全面において良好な状態に保つことができないおそれがある場合は、良好な状態に保つために必要な措置を講ずること。

(8) 施設内の除雪

ア 積雪により下記の状態となった場合は、少なくとも、中国庭園内、駐車場、駐車場への進入路、駐車場から中国庭園までの動線については、除雪を実施すること。

(ア) 入園者の歩行に支障をきたすと指定管理者が判断するとき。

(イ) 駐車場に車両が進入できないと指定管理者が判断するとき。

イ 中国庭園内の除雪については、樹木、敷石、建物を損壊することのないよう留意すること。

(9) 修繕業務

施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）を正常に保持し、適正な利用に供するよう日常的な保守点検を行い、施設等の保全に努めるとともに、部品交換や施設等の補修修繕及び修繕情報を記録、保存する業務。

指定管理者の負担により行う業務の範囲は基本的に以下のとおりであり、施設等の損傷又は不具合を発見した場合は、施設等の安全性及び安定的な利用を確保するために必要な応急処置を行うこと。

- ア 日常的な管理で必要となる消耗品又は部品の交換。
- イ 利用者の安全確保、施設等の長寿命化・耐久性向上の観点から、予防保全（劣化又は損傷の未然防止）の計画を策定し、適切に修繕を実施すること。
- ウ 発注1件当たり50万円未満の施設等の修繕（改良など原状復旧以外の方法による場合は、予め県に協議するものとする。）
- エ 施設の現場状況等を勘案し、県が管理上必要と判断した修繕内容のうち、指定管理者へ指示するもの。上記以外の修繕については、指定管理者が修繕箇所を調査の上、県に報告を行うものとする。県は、対応について指定管理者と協議した上で、管理上修繕が必要であると判断したものについて県の負担により修繕を実施する。

なお、修繕情報の記録は、指定管理者において、修繕内容、写真等を整理の上、保管し、指定管理期間終了時に次期指定管理者に引継ぎを行うこと。

※「修繕」とは、施設等の劣化若しくは損傷に係る部分又は機器の性能若しくは機能を事実上支障のない状態まで回復させることをいう。

※「発注1件」とは、修繕の内容、要因、実施時期などを勘案し、主たる業務内容が同一業種の業者に発注するものをいう。

(10) その他の施設・設備

その他の施設・設備についても、次の事項に留意の上、必要な措置を講ずること。

- ア 利用者が快適に利用できる環境を維持すること。
- イ 施設及び設備の機能及び環境を維持すること。

5 利用促進、サービス向上

- (1) 指定管理者は利用者のニーズの把握等によるサービスの向上、魅力的なイベントの実施のほか、柔軟な発想による施設運営により、これまで以上の集客の促進に努めること。
- (2) ホームページやSNS等による広報を積極的に実施するとともに、ターゲット、効果等を十分に検討の上、発信力のある外部人材の活用等についても検討すること。なお、公園の魅力発信に加え、イベントの活用例を紹介するなど、公園活用に繋がる広報及び誘致に努めること。
- (3) 県外旅行者等への営業活動、県中部の観光施設等との連携等により、集客促進に努めること。
- (4) 鳥取中部ウォーキングリゾート推進協議会や湯梨浜町観光協会等と連携し、ウォーキングやサイクリングを推進する取組を実施すること。
- (5) イベント等の実施
 - ア 中国庭園を活かしたイベント（例：中華コスプレ、二胡演奏等）や周辺広場を活用したイベントの実施・誘致により、燕趙園の集客を促進すること。
 - イ イベントの実施内容については、事業計画書に記載すること。
 - ウ イベントの実施に当たり、利用者から料金を徴収する場合は、その旨を事業計画書等に記載すること。計画書に記載していない場合は、その都度、県に協議の上、承認を得ること。
- (6) 季節ごとに楽しめる花の植栽など、四季を通じた見所の創出により公園の魅力向上を図り、集客を促進すること。また、東郷池周辺や公園の見所等を発信及び案内できる人材育成にも努めること。
- (7) その他、東郷池南エリアの魅力向上、集客促進のため、自主事業の実施に努めること。
- (8) 施設及び設備の設置
 - ア 施設及び設備の新規設置等
 - (ア) 指定管理者は、利用者のサービス向上を図る目的で新規に施設及び設備を設置することができるほか、施設内の模様替えを行うことができる。この場合においては、県に協議を行うこと。
 - (イ) 留意事項
 - a 施設の設置等を行った場合は、指定期間終了までに、指定管理者の負担により原状に回復しなければならないものとする。ただし、県との協議によりこれによらないことができる。
 - b 施設のうち中国庭園内の建物である「華夏堂」は、皇帝の執務室を再現した、中国庭園の中心となる建物であり、模様替、活用に当たっては特に留意すること。
 - c 施設又は設備が東郷池南エリアの設置目的に反するものではないこと。

イ 自動販売機の設置

(ア) 設置の報告

施設内の自動販売機の設置については、施設利用者の利便性向上の一環として指定管理者の業務範囲とするものであること。

また、設置にあたっては、都市公園法第5条第1項の規定に基づき、鳥取県知事の許可が必要であるため、設置許可申請を行うこと。

なお、自動販売機設置に係る収入は、指定管理者が自らの収入として収受することができる。

(イ) 留意事項

- a 現在の設置場所及び台数は、別添「自動販売機設置一覧」のとおりである。設置に当たっては、東郷池南エリアの目的、防災面、施設機能等を考慮した上で必要な台数とすること。
- b 設置に当たっては、次の事項を要件とする。
 - (a) ビール、清酒等のアルコール類及びたばこは販売しないこと。
 - (b) 青少年に有害な書籍、玩具等は販売しないこと。
 - (c) ゲーム機類等は設置しないこと。
- c 自動販売機の設置を他の業者へ再委託する場合は、あらかじめ事業計画書に記載すること。
- d cの再委託に当たっては、書面により契約を締結すること。この場合において、契約の終期は、指定管理者の指定期間の終期を限度とすること。

6 事故・事件の防止措置と緊急時の対応等

(1) 緊急時や事故への対応

ア 指定管理者は、災害等緊急時の利用者の避難、誘導、安全確保、必要な通報等についての対応マニュアルを作成し、緊急事態の発生時には適確に対応すること。なお、緊急時の対応マニュアルは、あらかじめ県に報告を行うこと。

イ 利用者、来場者の急な病気、けが等に対応できるよう、近隣の医療機関等と連携し、適確に対応すること。

ウ 次のいずれかに該当する場合には、東郷池南エリアの使用について県の指示に従わなければならない。

(ア) 地震等の災害、武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第1条に規定する武力攻撃事態等（以下「武力攻撃事態等」という。）、感染症のまん延その他これらに類する状況への対処として、東郷池南エリアを閉場し、又は、住民の避難、救援若しくは災害対応のために使用する必要があると県が認めるとき。

(イ) 東郷池南エリアについて、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第148条の規定により県が避難施設として指定をしようとするとき。

(ウ) 東郷池南エリアについて、鳥取県及び湯梨浜町から、鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）及び湯梨浜町地域防災計画に基づく住民の避難、救援又は災害対応に要する施設としての指定に係る同意の申し出があったとき。

エ ウの県の指示に従う場合において、管理費の取扱いその他必要な事項については、県及び指定管理者が協議の上、決定する。

オ 地震等の災害に関する警戒情報、武力攻撃事態等に関する警報等が発せられた場合等において、県民の安全の確保のために東郷池南エリアを閉場する必要があると県が認めるときは、速やかに当該施設を閉場すること。

カ 事故が発生した場合の報告及び公表

(ア) 指定管理の施設、設備等に関する事故が発生し、公表を行う場合は、個人情報保護や警察からの捜査上の要請、その他特別の事情がある場合を除き、原則として事故発生の情報について、できる限り速やかに実施すること。

なお、状況等により指定管理者が対応できない場合は、県の所管課が公表を行うことがある。

(イ) 指定管理者は、報告、公表について速やかな対応を行うため、非常時の連絡体制について、上位者への連絡が困難な場合の対応なども含めて点検を行い、適切な体制を整備すること。

(ウ) 指定管理者は、事故等の発生時において、対応に疑義を生じた場合は速やかに所管課に報告し、その指示を仰ぐこと。

(2) 保険の加入

利用者の事故等に対応するため、次の補償内容以上の保険に加入すること。

ア 施設賠償責任

施設・設備の不備及び管理上のかしがあったことにより利用者に損害を与えた場合（人身事故や物損事故が発生した場合）に管理者が負担する賠償金を担保する。

(ア) 補償内容

- ・対人賠償限度額1名につき30,000,000円以上
1事故につき300,000,000円以上
- ・免責額1事故につき1,000円以下

(イ) 上記保険については公園内すべての施設、区域を対象とすること。

イ 施設入園者傷害保険

施設・設備の不備及び管理上のかしがあったことが要件でないもの。

(ア) 補償内容

- ・死亡・後遺障害保険金額1名につき1,500,000円以上
- ・入院保険金日額1名につき1,500円以上
- ・通院保険金日額1名につき1,000円以上

(イ) 上記保険については引地地区内の施設を対象とすること。

7 人員体制

- (1) 管理運営業務を実施するために必要な業務執行体制を確保するとともに、労働基準法（昭和22年法律第49号）を遵守し、利用者の利便性に考慮し、管理運営を効率的に行うための業務形態にあった適正な人数の職員を配置すること。
- (2) 園長相当職を1名配置すること。
- (3) 受付業務には利用時間中、常時、燕趙門受付に1名以上、管理事務所に2名以上配置すること。（園長相当職を除く。）
- (4) 職員の体制は、施設の管理運営に支障がないように配慮するとともに、利用者の要望に適切に応えられるものとする。
- (5) 東郷池南エリア内の植栽の適正な管理のため、国土交通大臣認定1級造園施工管理技士及び厚生労働大臣認定1級造園技能士の資格を有する職員を各1名以上配置すること。ただし、植栽の管理を第三者に委託する場合には、委託業者にその資格を有する者により管理させること。なお、この場合においても、指定管理者は、3年以上の植栽管理経験を有する職員を1名以上配置すること。
- (6) 理事以外の役員の職（これに準ずる職を含む。）であって指定管理者の業務の執行及び財産の状況の監査をするものにある2名以上の者に、次に掲げる職務を行わせるものとする。
 - ア 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産及び業務の執行に係る状況を監査すること。
 - イ 指定管理者が行う公の施設の管理に係る当該指定管理者の財産の状況又は業務の執行について、法令、定款若しくは寄附行為（これらに相当するものを含む。）に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、指定管理者の総会等及び知事等へ報告すること。
 - ウ イの報告をするために必要があると認めるときは、指定管理者の総会等の招集を請求し、又はこれを招集すること。

8 その他

(1) 県内発注

管理業務の実施に当たっては、対象経費、金額等にかかわらず県内事業者への発注に努めること。特に委託、工事請負を発注する場合は原則として県内事業者へ発注すること。

なお、事業計画書に記載していない委託、工事請負を県外事業者へ発注する必要がある場合は、あらかじめ県に協議して承認を受けること。

(2) 障がい者又は高齢者の就労機会の確保

障がい者、高齢者（65歳以上）の就労機会の確保、拡大を図るため、以下の事項に留意すること。

ア 障がい者及び高齢者の直接雇用に努めることとし、事業計画書に障がい者及び高齢者の雇用計画を可能な範囲で記載すること。

イ 障がい者就労施設及びシルバー人材センター等からの物品、役務の調達に努めることとし、事業計画書に障がい者就労施設及びシルバー人材センター等への業務委託計画を可能な範囲で記載すること。

(3) 県及び関連施設管理者との連携業務

ア 東郷池南エリアの管理を円滑に行うために、都市公園法第5条の設置管理許可を受けた者（以下「許可施設管理者」という。）と必要な協議及び連携を行うこと。

イ 東郷池南エリア内の許可施設管理者は、「鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（引地地区及び長和田地区）」に係る指定管理者募集要項の別添の許可施設一覧表のとおりであり、許可施設管理者のうち都市公園法第5条の管理許可を受けた者の管理する建物の管理は指定管理者が行うこと。なお、許可施設管理者が東郷池南エリアの電気設備、水道設備を利用する場合は、指定管理者は、利用に係る光熱水費を徴収すること。

ウ 指定管理者の職員及び業務の再委託を受けた者の職員が、やむを得ず通勤のため施設内駐車場を使用する場合は、あらかじめ指定管理者が県から都市公園法第5条の設置管理許可を受け、その使用料を県に納入する必要があること。この場合において、県は指定管理者に東郷池南エリアの管理に支障がないことを確認の上、許可することとしているので、留意すること。

エ 県がその業務に必要とする資料等の提出を指定管理者に求めた場合は、誠意をもって協力し、及び対応すること。

(4) 記録の作成・保存

管理運営及び経理状況について帳簿類等を整理し、県がこれらに関する報告や実地調査を求めた場合には、指定管理者は速やかにこれに従うこと。

なお、収支状況及び業務記録については、会計年度ごとに帳簿等を作成し、当該帳簿及び証拠書類は指定期間終了後、5年間保存すること。

(5) 守秘義務の遵守

指定管理者は業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

(6) 物品の管理

ア 指定管理者は、施設の運営に支障を来さないよう、物品の維持管理を適切に行い必要な修繕を速やかに行うこと。

イ 県が貸与した物品及び県が委託料による購入を指示した物品は県の所有に帰属し、指定管理者の判断により購入した物品は指定管理者の所有に帰属するものであること。

県は、別表「県貸付物品対象一覧」に記載する備品等について、指定管理者と別途貸付契約を締結し、指定管理者へ無償で貸し付けること。

なお、物品の借受者である指定管理者は、当該物品を適正に管理するとともに、県が必要と認めたとき、又は貸付期間中に1回以上、当該貸付契約上の貸付物品とを照合し、その照合結果を県に報告しなければならない。

また、貸付物品をき損し、又は亡失したときは、直ちに物品亡失（損傷）報告書により県に報告すること。

ウ 指定管理者は、県の所有に帰属する物品が不用となった場合には、県に返還すること。

エ イにより物品の数量等に異動があった場合及び県が新たに物品を貸与した場合は、県が提示した物品台帳により整理すること。県の所有物品の管理を適正に行うため、物品の取扱責任者を設置すること。

オ 物品の修繕が必要な場合は、指定管理者の修繕業務（発注1件あたり50万円未満に限る）の範囲で実施すること。

物品のうち、備品の更新又は新設を希望する場合は、指定管理者が購入計画を作成し、県に提出すること。県は購入の必要性があると判断したものについて購入し、指定管理者に貸し付ける。

※備品とは、性質、形状を変えずに長期間にわたって継続使用に耐える物品及び長期にわたって保存しようとする物品のうち、取得価格が10万円以上のものをいう。

カ 県の所有物品については、次の行為をしてはならないこと。

(ア) 他の用途に使用すること。

(イ) 県の許可なく加工、改良を加えること。

(ウ) 第三者に貸与又は譲渡すること。ただし、事前に県に協議し、県の承認を得た場合を除く。

(7) リース物件の取扱い

指定管理者が機器等をリース契約する場合には、指定期間を越えない期間とすること。

ただし、次期指定管理者が指定切替え後も同条件において契約を引き継いで使用する場合又は、契約を継続しないことにより発生する違約金を負担する場合はこの限りではない。

(8) AED（自動体外式除細動器）の管理

ア 県は、施設利用者等が突然の心停止に陥った場合の救命活動が円滑に行われることを目的としてAEDを設置しており、指定管理者は、職員又は非医療従事者が常時使用することができるよう管理を行うこと。

(注) AED（自動体外式除細動器）の概要

突然の心停止者の心臓リズムを調べ、蘇生のための電気ショックが必要かどうか自動で判断し、電気ショックを与えることができる医療機器

イ 指定管理者は、次のとおり維持管理を行うこと。

(ア) AEDを常時使用できるよう、年1回以上定期点検すること。

(イ) AEDを使用した後においては、次回以降使用できることを確認すること。次回の使用ができないとき又はそのおそれがあるときは、県に報告し、その指示に従うこと。

ウ 指定管理者は、AEDを使用するための講習会を受講した職員を1名以上配置すること。

(9) Google Map等の管理について

各施設のホームページの管理こととあわせて、Google Map等一般県民等が利用をされることが想定されるツールについても最新情報となるように管理を行うこと。

なお、情報編集のための権限については県から各施設に権限を付与するが、必要なアカウント等は指定管理者が準備すること。

(10) キャッシュレス決済への対応について

施設利用者の利便性を確保するため、入館料、利用料金、物販・飲食等の支払方法の一つとしてキャッシュレス決済に対応すること。

(11) 電力の調達

指定管理施設における電力調達については、今後3年間の電気料金の支払金額の見込み（予定価格）により、つぎのとおり対応するよう努めること。

ただし、予定価格が20万円に満たない場合はこの限りではない。

なお、この取扱いは、県の運用に準じて定めているものであり、一般競争入札の方法による電力調達が可能な場合においては、当該方法によって電力調達を行うことを妨げるものではないこと。

また、県内事業者への発注機会の増大や県産品の利用促進を図るため、電力調達の際は一般競争入札の参加資格要件に県内事業者であることを設定したり、随意契約時に県内事業者からも見積りを取るなど、積極的な発注に取り組むこと。

予定価格	電力調達の対応
160万円超	現在の契約期間が終了するまでに自動更新契約を行うことなく、一般電気事業者及び特定規模電気事業者を対象とした一般競争入札の方法により電力調達の契約を締結する。
160万円以下	随意契約の方法により契約できるが、原則として合見積りの方法により電力調達の契約を締結する。

(12) 環境に配慮した施設運営

利用者の利便性や適切な施設運営に配慮しつつ、冷暖房、散水等において省エネルギーに努めるとともに、管理運営上使用する文具や用紙等についても、可能な限り再生原料を使用した製品を使用するなど、省資源に努めること。また、植栽の剪定木等は、チップ化するなど再利用に努めること。

(13) 喫煙対策

東郷池南エリアの建物内のほか、中国庭園内は原則禁煙とし、公園内には必要に応じて分煙対策が施された喫煙コーナーを設置すること。

その際、極力煙等が漏れ広がらないよう、喫煙コーナーの位置や構造に配慮すること。

(14) 特許権、実用新案権、意匠権等の取扱

指定管理者は、管理運営に当たり、特許権法等により第三者の権利対象となっている手法等を用いる場合は、指定管理者が必要な手続きをし、経費を負担するものとする。

(15) 指定期間終了後の引継業務

指定管理者は、指定期間の終了後又は指定の取消等により、次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑かつ支障なく本施設の業務を遂行できるよう、引継ぎを行うとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供するものとする。

(16) ネーミングライツの取扱い

鳥取県総務部行政体制整備局行財政改革推進課では県有施設の知名度向上や運営財源の確保等を目的として、施設の愛称を命名する権利（ネーミングライツ）を取得する法人を募集することとしており、東郷池南エリアにおいて新たなネーミングライツが導入されたときは、県、施設命名権者及び指定管理者の3者で締結するネーミングライツ契約書に基づく業務の実施に協力すること。

(17) ドクターヘリの飛行場外離着陸場として使用

引地地区の芝生広場及び多目的広場並びに長和田地区については、ドクターヘリの飛行場外離着陸場として使用する場合があります。離着陸場として使用する場合は、公園利用者の安全の確保に協力すること。

【添付資料】

- (1) 燕趙園入園料無料化等実証実験業務仕様書（資料A）
- (2) 金山嶺橋エレベーター点検業務仕様書（資料B）
- (3) 遊具等施設の安全点検業務仕様書（資料C）
- (4) 植栽管理業務仕様書（資料D）
- (5) 県貸付物品一覧（資料E）
- (6) 自動販売機設置一覧（資料F）